関西社会経済研究所資料
１１－０４

報告書

KISER 指標による自治体財政健全化の要因分析

２０１１年８月

財団法人　関西社会経済研究所

本「KISER 指標による自治体財政健全化の要因分析」報告書は、財団法人関西社会経済研究所の地方行政改革研究会がとりまとめた２０１０年度の研究成果である。

２０１０年度の研究会では、２００３年度と２００７年度のデータを比較、分析し、改善の要因を主体とした分析を行った。

具体的には、集中改革プラン期間前に当たる２００３年と実施中の２００７年とのデータを比較し、行政改革に起因すると思われる要素を抽出し、検討した。

客観性のあるデータ分析を行ったことにより、各自治体の改善に行政改革がもたらす影響を見ることができたと考えている。

２０１０年度の研究会においては、林宏昭関西大学経済学部教授に主査、後藤達也大阪産業大学経済学部准教授と北村亘大阪大学大学院法学研究科准教授に委員を務めていただきました。

さらに、多くの皆様に調査にご協力いただきました。ここに記して深く感謝申し上げます。

２０１１年８月

財団法人　関西社会経済研究所

目　　次

第１章　　KISER 指標による財政健全性ランキング 1
１．　評価指標 1
２．　基礎的経常収支の都市ランキング 3
３．　地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価 10
４．　非裁量的要因を考慮した財政評価 11
５．　総務省による早期健全化指標 16
６．　全国的な傾向 16
７．　＜補注＞「データの標準化と評価段階に関する解説」 17
第２章　　2003 年度と 2007 年度の財政評価の比較 20
１．　集中改革プランの効果 21
２．　財政評価の変化の傾向 22
３．　財政的な諸要因と基礎的経常収支Ⅱの関係 25
第３章　行政改革への取り組み 33
１．　2003 年度非裁量的要因を考慮した財政評価 33
２．　2003 年度と 2007 年度の非裁量的要因を考慮した財政評価の比較 37
３．　財政健全性の変化 37
４．　評価が上昇している都市の分析 41
第４章　生活保護費の増大を考慮した財政評価 45
１．　増大する生活保護費 45
２．　生活保護費の増減比較 46
３．　生活保護費を除き非裁量的要因を考慮した財政評価 48
４．　大阪府下都市の生活保護費の影響 50
第５章　まとめと今後の課題 51
１．　本報告書のまとめと課題 51
２．　韓国の電子政府化 52

図　表　目　次

図表　１－１　基礎的経常収支Ⅰ、Ⅱ（関西上位 50 市、2007 年度、単位 : 千円／人） 4
図表　１－２　基礎的経常収支Ⅰ、Ⅱ（14 政令市、2007 年度） 5
図表　１－３　基礎的経常収支Ⅰ（全国上位、2007 年度） 6
図表　１－４　基礎的経常収支Ⅱ（全国上位、2007 年度） 8
図表　１－５　1 人当たり地方税と 65 歳以上人口比率による都市分類（全国、2007 年度） 11
図表　１－６　非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2007 年度） 13
図表　１－７　非裁量的要因を考慮した財政評価（全国上位、2007 年度） 14
図表　１－８　非裁量的要因を考慮した財政評価（全国下位、2007 年度） 15
図表　１－９　1 人当たり基礎的経常収支の推移（全国平均） 17
図表　１－１０　データの特殊性に関する評価基準 19
図表　２－１　２期間での変化のカテゴリー 22
図表　２－２　基礎的経常収支Ⅱの財政評価の比較（カテゴリー別、2003 年度、2007 年度） 23
図表　２－３　非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（カテゴリー別、2003 年度、2007 年度） 24
図表　２－４　地方税収の変化と収支Ⅱの改善 25
図表　２－５　高齢化率の変化と収支Ⅱの改善 26
図表　２－６　議会費の変化と収支Ⅱの改善 27
図表　２－７　使用料の変化と収支Ⅱの改善 28
図表　２－８　手数料の変化と収支Ⅱの改善 29
図表　２－９　職員数の変化と収支Ⅱの改善 30
図表　２－１０　職員給の変化と収支Ⅱの改善 31
図表　２－１１　集中プラン実行時点の地方債残高と収支Ⅱの改善 32
図表　３－１　非裁量的要因を考慮した財政評価（全国上位、2003 年度） 34
図表　３－２　非裁量的要因を考慮した財政評価（全国下位、2003 年度） 35
図表　３－３　非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2003 年度） 36
図表　３－４　非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（2003 年度、2007 年度） 37
図表　３－５　2003 年度から 2007 年度への変化 38
図表　３－６　2003 年度から 2007 年度への収支Ⅱの変化に関する評価 39
図表　３－７　４つの項目の変化がプラス評価の都市 40
図表　３－８　４つの項目の変化の平均値（千円／人） 41
図表　３－９　行政改革進捗状況の開示（変化に対する評価が 6 の自治体） 42

図表　３－１０　行政改革進捗状況の開示（変化に対する評価が 1 の自治体）....44
図表　４－１　地方の歳出と生活保護扶助費の動向..45
図表　４－２　生活保護費の増減比較（全国）...47
図表　４－３　生活保護費を除外することによる順位の変動（全国、2007 年度）49
図表　４－４　大阪府下都市の財政健全性に関する評価―生活保護の有無による比較―(2007 年度)..50
図表　５－１　国連による電子政府度ランキング上位 20 ケ国 53
図表　５－２　国連電子政府ランキング（日本、韓国）..53
図表　５－３　住民登録制度の概要 54
図表　５－４　韓国電子政府の概観図..55
図表　５－５　OECD による公務員が労働力人口に占める比率の国際比較..........56
図表　５－６　人員削減効果...56
図表　５－７　韓国と日本の公務員数比較（2008 年度末時点）（単位：千人、倍）..56
図表　５－８　電子政府による予算節減額..57

第１章 KISER 指標による財政健全性ランキング

本章では、都市の財政健全性に関する分析に用いた指標について解説し、2007 年度データに基づく計測結果の概要を述べる。

本研究で一貫して用いている指標は都市の財政からストックに関する収入と支出を除き経常的な収支のみに着目して算出するものである。したがって当然黒字であることが望ましいということであるが、日本の都市財政の枠組みの大半は全国で画一的なものであり、それぞれの都市の収支は、その都市が置かれている経済的、社会的な環境に大きく影響を受ける。本研究では、経済力を示す指標として人口１人当たり地方税収を、支出面では、大きな影響を及ぼしている高齢者比率を考慮した評価を行う。具体的には、この２つの数値に基づく全国的な傾向から求められる収支と実際の収支を比較することで、財政健全性の評価を行っており、この点が本研究の最も大きな特徴である。

１． 評価指標

自治体の財政運営における健全性を評価するため、経常的な収支に着目した指標を作成した。これは、基本的にはプライマリーバランスの考え方を取り入れたものであり、具体的には、以下の手順で算出する。

まず収入からは、地方債収入、積立金取崩し等および社会資本の建設のための国と都道府県からの支出金といったハード面も含めたストック関連の収入を差し引いて経常的な収入を取り出す。また、歳出からも同様にストック関連の建設事業費、公債費、積立金等を差し引く。それぞれを基礎的経常収入と基礎的経常支出と呼び、前者から後者を差し引いたものを基礎的経常収支とした。

基礎的経常収入	建設事業に対する国・都道府県支出金	地方債	積立金取崩し等

基礎的経常支出	建設事業費	公債費	積立金等

以上の定義を式で表すと次のようになる。

（１）基礎的経常収支Ⅰ＝基礎的経常収入Ⅰ－基礎的経常支出

＊基礎的経常収入Ⅰ＝歳入総額－（普通建設事業費への国庫支出金＋都道府県支出金）－地方債－（公営企業貸付金元利収入＋貸付金元利収入＋積立金取崩）

＊基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－（投資及び出資金＋貸付金）

（２）基礎的経常収支Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅱ－基礎的経常支出

＊基礎的経常収入Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅰ－地方交付税

＊基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－（投資及び出資金＋貸付金）

基礎的経常収支は、各自治体が建設事業を除く経常的な行政サービスの提供を健全な財政運営に基づいて展開しているかどうかを示す指標である。この収支がプラスであれば、自治体はその資金を建設事業に充当するか借入れの返済にあてることが可能になる。

自治体の歳入には、国からの地方交付税が含まれている。地方交付税を加えたままでの（1）式の「基礎的経常収支Ⅰ」は、国が算定する標準的な行政を維持するための経費の水準が大きく影響している。そこで、収入から地方交付税を除いた（2）式の「基礎的経常収支Ⅱ」を計測する。

基礎的経常収支Ⅰは黒字であるが、地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱが赤字になる場合、当該地域は経済力が弱いために税収が少ないか、あるいは地域の社会的環境によって国が保障する行政需要が大きい地域ということになる。つまり、基礎的経常収支Ⅱは各地域の経済的あるいは社会的な環境を直接的に反映したものとなる。

2000 年代に入り、三位一体改革などを通じて地方交付税の縮小も図られてきており、地方交付税に依存しない経常的な財政運営が、どれだけ余裕を持ったものになっているかを表す基礎的経常収支Ⅱは、地方税の負担者である地域住民にとっては重要な指標である。

計測に当たっては、総務省から公表されている『市町村別決算状況調』を用いた。本研究における分析対象は、特別区を除いた全国の都市（政令市を含む）である。なお 2007 年度に財政再建団体となった夕張市、及び 2006 年度に建物売却等の収入が極端に大きくなった歌志内市、2007 年度に新たに市制を敷いた南九州市は分析対象から除外している。

２．　基礎的経常収支の都市ランキング

都市間の比較を行う際には、都市の規模による指標への影響が大きく現れる。つまり、規模の大きな自治体は歳入も歳出もともに大きく、その差額である収支の絶対的な規模も大きくなる。そこで、以下ではそれぞれの指標について人口１人当たりの金額を求め、その値を収支Ⅰ、収支Ⅱとして利用する。

2007 年度の計測結果は図表　１－1 と図表　１－2 にまとめられている。関西上位 50 市をまとめた図表　１－1 では、基礎的経常収支ⅠとⅡ、どちらの指標をみても、ともに上位にあるのは芦屋市である。興味深いのは、歳入に地方交付税を含む基礎的経常収支Ⅰでは、上位に養父市、南丹市、淡路市、篠山市、朝来市など最近合併した市が並んでいることである。他方、基礎的経常収支Ⅱでは、兵庫県、大阪府下の比較的地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。

収支Ⅰと収支Ⅱの違いから、現在の地方財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見ることができる。

図表 １－1 基礎的経常収支Ⅰ、Ⅱ（関西上位 50 市、2007 年度、単位：千円／人）

順位	基礎的経常収支Ⅰ			基礎的経常収支Ⅱ		
	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	養父市	192.72	兵庫県	芦屋市	131.66
2	京都府	南丹市	166.65	大阪府	大阪市	86.56
3	兵庫県	芦屋市	157.10	滋賀県	草津市	72.26
4	兵庫県	淡路市	141.41	兵庫県	姫路市	66.77
5	兵庫県	篠山市	140.37	滋賀県	栗東市	64.10
6	兵庫県	朝来市	128.55	福井県	敦賀市	54.97
7	和歌山県	御坊市	127.61	兵庫県	神戸市	54.95
8	兵庫県	丹波市	118.17	大阪府	摂津市	52.95
9	兵庫県	神戸市	108.83	福井県	越前市	48.84
10	滋賀県	米原市	106.45	兵庫県	西宮市	48.04
11	福井県	越前市	103.32	滋賀県	野洲市	45.70
12	京都府	宮津市	101.76	兵庫県	宝塚市	43.67
13	兵庫県	豊岡市	100.93	兵庫県	高砂市	39.20
14	滋賀県	高島市	99.36	大阪府	箕面市	38.10
15	京都府	福知山市	98.86	大阪府	茨木市	37.85
16	奈良県	五條市	96.79	大阪府	吹田市	36.83
17	兵庫県	南あわじ市	94.79	滋賀県	湖南市	36.58
18	和歌山県	田辺市	93.10	大阪府	泉佐野市	36.40
19	奈良県	宇陀市	91.59	滋賀県	彦根市	35.47
20	大阪府	大阪市	90.74	大阪府	豊中市	35.35
21	兵庫県	宍粟市	88.59	兵庫県	三田市	35.20
22	兵庫県	姫路市	86.00	滋賀県	守山市	34.98
23	兵庫県	洲本市	85.31	京都府	京都市	26.79
24	京都府	京丹後市	84.73	福井県	福井市	26.33
25	福井県	大野市	84.44	兵庫県	加古川市	26.05
26	兵庫県	加東市	84.27	滋賀県	大津市	24.32
27	滋賀県	野洲市	80.62	京都府	長岡京市	23.63
28	京都府	京都市	75.72	兵庫県	尼崎市	22.99
29	和歌山県	新宮市	75.01	京都府	京田辺市	22.64
30	滋賀県	草津市	74.75	大阪府	高石市	21.36
31	兵庫県	赤穂市	73.79	兵庫県	赤穂市	19.24
32	福井県	勝山市	73.06	大阪府	堺市	18.59
33	滋賀県	近江八幡市	71.37	兵庫県	明石市	18.21
34	兵庫県	相生市	70.96	滋賀県	近江八幡市	15.93
35	滋賀県	彦根市	67.84	京都府	宇治市	15.69
36	滋賀県	東近江市	65.87	大阪府	池田市	15.16
37	滋賀県	長浜市	64.91	大阪府	枚方市	14.96
38	滋賀県	栗東市	64.74	兵庫県	伊丹市	12.17
39	兵庫県	西宮市	63.56	兵庫県	加東市	11.86
40	福井県	鯖江市	62.87	奈良県	橿原市	10.52
41	京都府	綾部市	62.64	大阪府	大阪狭山市	10.33
42	福井県	小浜市	62.01	大阪府	交野市	9.64
43	奈良県	葛城市	60.76	大阪府	高槻市	8.58
44	福井県	敦賀市	59.06	奈良県	香芝市	7.96
45	和歌山県	紀の川市	57.94	奈良県	生駒市	7.17
46	兵庫県	三田市	57.59	大阪府	泉南市	6.94
47	福井県	あわら市	57.27	和歌山県	和歌山市	6.76
48	和歌山県	海南市	56.93	奈良県	奈良市	6.49
49	兵庫県	宝塚市	56.87	福井県	鯖江市	6.16
50	京都府	亀岡市	55.79	兵庫県	川西市	5.35

2007 年度について、14 の政令指定都市間で比較した結果をまとめたのが図表　１－２である。基礎的経常収支Ⅰでは、神戸市が 1 位、大阪市が 2 位、京都市が 9 位、そして 2006 年に新たに政令指定都市となった堺市が 14 位となっている。基礎的経常収支Ⅱでは、大阪市が 1 位、神戸市が 8 位、京都市が 11 位、そして堺市が 13 位という結果である。

図表　１－2 基礎的経常収支Ⅰ、Ⅱ（14 政令市、2007 年度）

順位	基礎的経常収支Ⅰ			基礎的経常収支Ⅱ		
	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	神戸市	108.8	大阪府	大阪市	86.6
2	大阪府	大阪市	90.7	愛知県	名古屋市	78.6
3	福岡県	福岡市	90.7	神奈川県	横浜市	75.4
4	福岡県	北九州市	81.7	神奈川県	川崎市	70.7
5	広島県	広島市	79.5	埼玉県	さいたま市	68.8
6	愛知県	名古屋市	78.8	福岡県	福岡市	63.0
7	宮城県	仙台市	76.5	千葉県	千葉市	58.6
8	神奈川県	横浜市	75.9	兵庫県	神戸市	54.9
9	京都府	京都市	75.7	宮城県	仙台市	51.7
10	埼玉県	さいたま市	71.2	広島県	広島市	43.5
11	神奈川県	川崎市	71.0	京都府	京都市	26.8
12	千葉県	千葉市	59.2	福岡県	北九州市	23.0
13	北海道	札幌市	57.2	大阪府	堺市	18.6
14	大阪府	堺市	50.6	北海道	札幌市	3.1

図表　１－3および図表　１－4は基礎的経常収支ⅠおよびⅡの全国 780 市のうちの上位（財政評価 6 および 5）を示したものである。

なお、財政評価は、都市間の収支の差を統計的に処理して算出した相対評価であり、上位から順に 6 から 1 の 6 段階で示してある。詳細については 17 頁補注を参照されたい。

図表　１－3 基礎的経常収支Ｉ（全国上位、2007 年度）

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	愛知県	田原市	262.4	5.78	6
2	中国	岡山県	新見市	228.3	4.75	6
3	四国	徳島県	三好市	221.3	4.54	6
4	中部	静岡県	御前崎市	216.7	4.40	6
5	九州	長崎県	対馬市	202.0	3.95	6
6	関西	兵庫県	養父市	192.7	3.67	6
7	中国	広島県	庄原市	192.5	3.67	6
8	中部	愛知県	豊田市	190.2	3.60	6
9	中国	岡山県	美作市	180.7	3.31	6
10	九州	佐賀県	多久市	175.4	3.15	6
11	中部	富山県	南砺市	174.9	3.13	6
12	九州	大分県	豊後大野市	173.2	3.08	6
13	中部	岐阜県	飛騨市	172.4	3.06	6
14	中部	岐阜県	高山市	172.0	3.04	6
15	関西	京都府	南丹市	166.7	2.88	6
16	北海道	北海道	三笠市	163.6	2.79	6
17	中部	石川県	輪島市	163.5	2.79	6
18	中部	山梨県	北杜市	158.5	2.64	6
19	中部	岐阜県	郡上市	158.1	2.62	6
20	関西	兵庫県	芦屋市	157.1	2.59	6
21	中国	島根県	雲南市	152.1	2.44	6
22	九州	大分県	国東市	144.9	2.22	6
23	中部	新潟県	柏崎市	144.2	2.20	6
24	中部	愛知県	刈谷市	144.1	2.20	6
25	中部	愛知県	碧南市	143.9	2.19	6
26	中部	静岡県	裾野市	141.8	2.13	6
27	関西	兵庫県	淡路市	141.4	2.12	6
28	中部	新潟県	魚沼市	141.3	2.12	6
29	中国	岡山県	真庭市	140.4	2.09	6
30	関西	兵庫県	篠山市	140.4	2.09	6
31	四国	高知県	香南市	140.1	2.08	6
32	中国	広島県	三次市	140.0	2.08	6
33	中国	岡山県	高梁市	139.4	2.06	6
34	北海道	北海道	士別市	134.8	1.92	5
35	中部	新潟県	佐渡市	134.3	1.90	5
36	北海道	北海道	根室市	134.1	1.90	5
37	北海道	北海道	砂川市	133.2	1.87	5
38	東北	岩手県	八幡平市	133.1	1.87	5
39	九州	大分県	竹田市	132.1	1.84	5
40	東北	宮城県	栗原市	130.6	1.79	5
41	四国	高知県	安芸市	130.0	1.77	5
42	九州	大分県	佐伯市	129.6	1.76	5
43	九州	福岡県	宮若市	129.6	1.76	5
44	九州	長崎県	五島市	129.5	1.76	5
45	中部	愛知県	安城市	129.3	1.75	5
46	中国	島根県	大田市	128.6	1.73	5
47	関西	兵庫県	朝来市	128.6	1.73	5
48	北海道	北海道	紋別市	128.0	1.71	5
49	関西	和歌山県	御坊市	127.6	1.70	5
50	中部	静岡県	湖西市	126.3	1.66	5
51	北海道	北海道	深川市	125.6	1.64	5
52	九州	長崎県	壱岐市	125.2	1.63	5
53	中国	島根県	安来市	125.0	1.62	5
54	九州	大分県	豊後高田市	124.8	1.62	5
55	四国	高知県	香美市	124.6	1.61	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
56	中部	岐阜県	恵那市	124.0	1.59	5
57	中部	三重県	亀山市	123.8	1.59	5
58	中国	島根県	浜田市	123.6	1.58	5
59	東北	秋田県	仙北市	123.1	1.57	5
60	九州	鹿児島県	薩摩川内市	122.3	1.54	5
61	中部	岐阜県	下呂市	121.3	1.51	5
62	中部	岐阜県	関市	121.0	1.50	5
63	東北	岩手県	一関市	120.4	1.48	5
64	中部	愛知県	東海市	120.2	1.48	5
65	中部	長野県	飯山市	119.9	1.47	5
66	東北	岩手県	遠野市	119.5	1.46	5
67	中国	広島県	安芸高田市	119.3	1.45	5
68	関西	兵庫県	丹波市	118.2	1.42	5
69	北海道	北海道	赤平市	117.7	1.40	5
70	九州	大分県	杵築市	117.2	1.39	5
71	中部	新潟県	糸魚川市	116.2	1.36	5
72	九州	長崎県	西海市	116.2	1.36	5
73	中部	石川県	珠洲市	115.4	1.33	5
74	北海道	北海道	網走市	115.0	1.32	5
75	中国	島根県	江津市	114.9	1.32	5
76	関東	千葉県	成田市	114.8	1.31	5
77	中部	岐阜県	瑞浪市	114.1	1.29	5
78	九州	長崎県	平戸市	113.7	1.28	5
79	東北	秋田県	由利本荘市	113.0	1.26	5
80	関東	栃木県	真岡市	112.8	1.25	5
81	九州	鹿児島県	垂水市	112.5	1.24	5
82	四国	愛媛県	西予市	112.5	1.24	5
83	中部	新潟県	十日町市	112.0	1.23	5
84	九州	大分県	日田市	111.6	1.22	5
85	四国	香川県	東かがわ市	111.2	1.21	5
86	関東	千葉県	南房総市	110.7	1.19	5
87	九州	鹿児島県	大口市	110.6	1.19	5
88	関東	千葉県	印西市	110.6	1.19	5
89	四国	徳島県	阿南市	110.1	1.17	5
90	九州	鹿児島県	霧島市	109.9	1.17	5
91	九州	鹿児島県	日置市	109.9	1.17	5
92	中部	三重県	熊野市	108.8	1.13	5
93	関西	兵庫県	神戸市	108.8	1.13	5
94	中国	島根県	松江市	108.3	1.12	5
95	北海道	北海道	留萌市	107.2	1.08	5
96	九州	長崎県	松浦市	107.1	1.08	5
97	中部	静岡県	伊豆市	107.0	1.08	5
98	九州	鹿児島県	西之表市	106.8	1.07	5
99	九州	長崎県	雲仙市	106.6	1.07	5
100	関西	滋賀県	米原市	106.5	1.06	5
101	中部	静岡県	菊川市	106.4	1.06	5
102	北海道	北海道	名寄市	105.2	1.02	5
103	中国	岡山県	井原市	104.9	1.01	5
104	四国	愛媛県	大洲市	104.8	1.01	5
105	中国	山口県	美祢市	104.6	1.00	5

図表　１－4 基礎的経常収支Ⅱ（全国上位、2007 年度）

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	愛知県	田原市	219.9	3.72	6
2	中部	静岡県	御前崎市	190.9	3.26	6
3	中部	愛知県	豊田市	177.4	3.05	6
4	中部	愛知県	刈谷市	143.8	2.52	6
5	中部	愛知県	碧南市	143.1	2.51	6
6	中部	静岡県	裾野市	139.6	2.46	6
7	関西	兵庫県	芦屋市	131.7	2.33	6
8	中部	愛知県	安城市	129.0	2.29	6
9	中部	静岡県	湖西市	122.5	2.19	6
10	中部	愛知県	東海市	119.8	2.15	6
11	関東	千葉県	印西市	108.5	1.97	5
12	関東	栃木県	真岡市	108.4	1.97	5
13	中部	三重県	亀山市	105.9	1.93	5
14	関東	茨城県	神栖市	101.1	1.85	5
15	関東	千葉県	成田市	97.8	1.80	5
16	関東	茨城県	守谷市	94.7	1.75	5
17	関東	栃木県	宇都宮市	94.4	1.74	5
18	関東	埼玉県	戸田市	91.6	1.70	5
19	関西	大阪府	大阪市	86.6	1.62	5
20	関東	東京都	武蔵野市	86.5	1.62	5
21	中部	愛知県	小牧市	85.9	1.61	5
22	中部	愛知県	西尾市	85.3	1.60	5
23	中部	静岡県	御殿場市	84.7	1.59	5
24	中部	愛知県	高浜市	84.5	1.59	5
25	関東	埼玉県	狭山市	84.5	1.59	5
26	中部	愛知県	大府市	82.4	1.56	5
27	中部	静岡県	沼津市	81.7	1.55	5
28	関東	茨城県	鹿嶋市	81.5	1.54	5
29	関東	千葉県	浦安市	80.3	1.52	5
30	中部	愛知県	名古屋市	78.6	1.50	5
31	関東	神奈川県	藤沢市	75.9	1.45	5
32	関東	神奈川県	横浜市	75.4	1.45	5
33	関東	東京都	国分寺市	75.2	1.44	5
34	中部	静岡県	富士市	74.1	1.43	5
35	中部	愛知県	半田市	74.1	1.42	5
36	関東	神奈川県	海老名市	73.7	1.42	5
37	中部	愛知県	豊橋市	73.4	1.41	5
38	関東	埼玉県	和光市	72.9	1.41	5
39	関東	千葉県	君津市	72.5	1.40	5
40	中部	静岡県	掛川市	72.3	1.40	5
41	関西	滋賀県	草津市	72.3	1.40	5
42	中部	愛知県	岡崎市	71.1	1.38	5
43	関東	神奈川県	川崎市	70.7	1.37	5
44	関東	神奈川県	綾瀬市	69.7	1.36	5
45	中部	静岡県	浜松市	69.0	1.35	5
46	関東	埼玉県	さいたま市	68.8	1.34	5
47	四国	徳島県	阿南市	67.5	1.32	5
48	関東	神奈川県	南足柄市	67.1	1.31	5
49	関東	神奈川県	厚木市	66.9	1.31	5
50	関西	兵庫県	姫路市	66.8	1.31	5
51	中部	静岡県	袋井市	66.6	1.31	5
52	関東	埼玉県	東松山市	66.3	1.30	5
53	中部	静岡県	静岡市	66.2	1.30	5
54	中部	静岡県	磐田市	65.3	1.29	5
55	中部	三重県	鈴鹿市	65.1	1.28	5
56	中部	三重県	四日市市	65.0	1.28	5
57	関西	滋賀県	栗東市	64.1	1.27	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
58	中部	愛知県	日進市	63.3	1.26	5
59	関東	千葉県	市原市	63.2	1.25	5
60	九州	福岡県	福岡市	63.0	1.25	5
61	関東	東京都	立川市	62.1	1.24	5
62	関東	茨城県	つくば市	61.8	1.23	5
63	中部	岐阜県	各務原市	61.7	1.23	5
64	関東	東京都	東京府中市	61.4	1.23	5
65	関東	栃木県	小山市	61.3	1.22	5
66	中部	愛知県	弥富市	60.8	1.22	5
67	中部	静岡県	熱海市	60.2	1.21	5
68	中部	愛知県	知立市	59.8	1.20	5
69	関東	埼玉県	川口市	59.2	1.19	5
70	関東	神奈川県	小田原市	59.1	1.19	5
71	中部	岐阜県	美濃加茂市	59.0	1.19	5
72	関東	千葉県	千葉市	58.6	1.18	5
73	中部	岐阜県	大垣市	57.6	1.17	5
74	中部	愛知県	常滑市	57.5	1.16	5
75	中部	静岡県	菊川市	56.3	1.15	5
76	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	56.2	1.14	5
77	関東	埼玉県	八潮市	56.1	1.14	5
78	中国	広島県	東広島市	55.3	1.13	5
79	中部	愛知県	豊川市	55.3	1.13	5
80	関西	福井県	敦賀市	55.0	1.12	5
81	関西	兵庫県	神戸市	54.9	1.12	5
82	関東	東京都	調布市	54.7	1.12	5
83	九州	大分県	大分市	54.6	1.12	5
84	中部	石川県	金沢市	54.1	1.11	5
85	関東	東京都	稲城市	54.0	1.11	5
86	関東	群馬県	安中市	53.8	1.11	5
87	中部	岐阜県	可児市	53.6	1.10	5
88	関東	神奈川県	大和市	53.5	1.10	5
89	関東	東京都	八王子市	53.3	1.10	5
90	関西	大阪府	摂津市	52.9	1.09	5
91	中部	岐阜県	岐阜市	52.9	1.09	5
92	関東	千葉県	袖ケ浦市	52.6	1.09	5
93	東北	宮城県	仙台市	51.7	1.07	5
94	中部	愛知県	犬山市	51.6	1.07	5
95	中部	愛知県	蒲郡市	51.4	1.07	5
96	中部	静岡県	富士宮市	51.2	1.07	5
97	関東	千葉県	白井市	51.1	1.06	5
98	関東	茨城県	土浦市	50.6	1.06	5
99	関東	千葉県	柏市	50.4	1.05	5
100	中部	愛知県	知多市	50.0	1.05	5
101	中部	静岡県	焼津市	49.8	1.04	5
102	関東	神奈川県	平塚市	49.8	1.04	5
103	関東	神奈川県	伊勢原市	49.6	1.04	5
104	関東	群馬県	前橋市	49.1	1.03	5
105	関西	福井県	越前市	48.8	1.03	5
106	九州	佐賀県	鳥栖市	48.7	1.03	5
107	関東	埼玉県	朝霞市	48.5	1.02	5
108	中部	愛知県	春日井市	48.5	1.02	5
109	関東	千葉県	四街道市	48.5	1.02	5
110	関西	兵庫県	西宮市	48.0	1.02	5
111	関東	東京都	三鷹市	48.0	1.01	5
112	中部	岐阜県	瑞浪市	47.2	1.00	5
113	中部	静岡県	藤枝市	47.1	1.00	5

３．　地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価

自治体の財政状況は、それぞれの財政運営の進め方だけではなく、制度的な枠組みや地域を取り巻く社会的、経済的環境にも大きな影響を受ける。都市に共通して設定されている制度的な枠組みの影響は各自治体に等しく及ぶものであるが、社会的、経済的環境による影響は自治体によって異なっている。これまでの計測結果は、各自治体が直面する環境等を考慮することなく、表面に現れている収支状況を示したものである。つまり、収支状況のランクが上位にある自治体であっても、その置かれている環境が恵まれているために収支状況が良いのか、環境が悪い中で良好な収支状況が維持されているのかはわからない。

そこで経常的な収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱを用いて、財政運営に影響を及ぼす環境的な要因との関連で財政運営の健全性を評価してみることにする。経常的な財政収支に対して影響を及ぼす要因にはさまざまな指標が考えられる。そこでいくつかの指標について基礎的経常収支Ⅱとの相関を求めた結果から、ここでは、収入面で地方税収、支出面では高齢者（65 歳以上の人口）の比率を採用した。2007 年度について対象にした都市は、政令市を含めて全国 660 都市（関西を除く）および関西 120 都市である。

図表　１－5 は、1 人当たり地方税と 65 歳以上人口比率、それぞれの全国平均値を基準として全都市を 4 つに分類して示したものである。

グループ（1）は、1 人当たり地方税が全国平均値を上回り、65 歳以上人口比率も全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力は強いが、高齢化が進んでいる都市ということである。このグループに属するのは、全国では 64 都市（9. 7%）、関西では 12 都市であった。

グループ（2）は、1 人当たり地方税は全国平均値を上回るが、65 歳以上人口比率は全国平均値を下回っていることを条件とした。つまり、経済力が強く、しかも高齢化があまり進んでいない都市ということである。このグループに属するのは、全国 224 都市（33. 9%）であった。関西は 60 都市で 2 分の 1 がこれに該当する。

グループ（3）は、1 人当たり地方税が全国平均値より低く、65 歳以上人口比率も全国平均値より低い都市である。つまり、経済力は弱いが、高齢化は進んでいない都市ということである。このグループに属するのは、全国 105 都市（15. 9%）、関西 25 都市である。

グループ（4）は、1 人当たり地方税が全国平均値を下回り、65 歳以上人口比率は全国平均値を上回ることを条件とした。つまり、経済力も弱く、高齢化も進んでいる都市ということである。これに該当するのは、全国 267 都市（40. 5%）、関西 23 都市である。

全国的な傾向と比較すると、関西ではグループ（2）の割合が高く、財政を取り巻く環境としては恵まれた地域が多いと言うことができる。

図表 1－5 1人当たり地方税と65歳以上人口比率による都市分類（全国、2007年度）

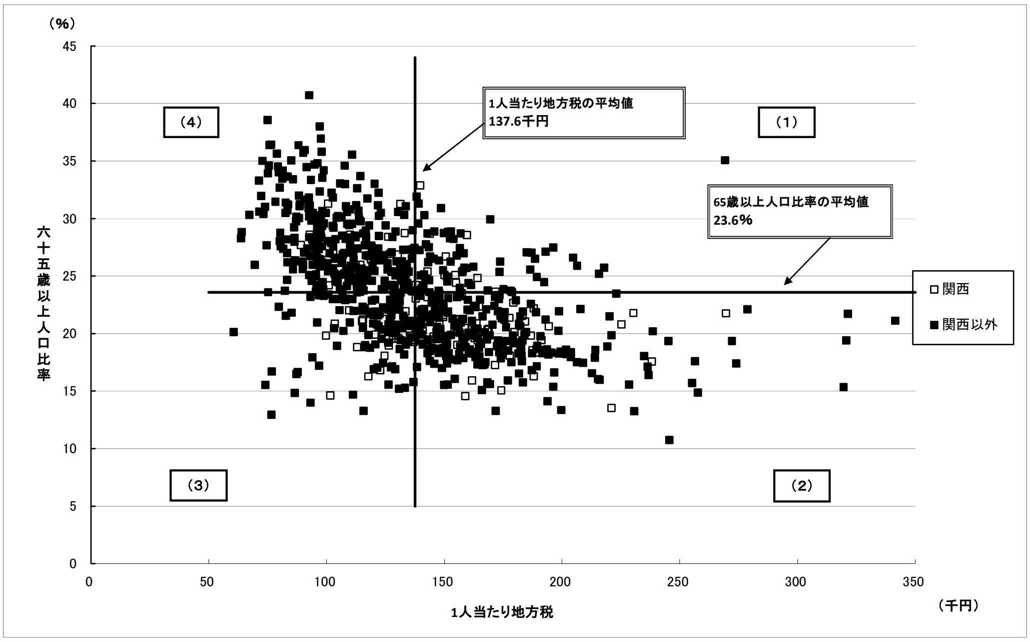

４． 非裁量的要因を考慮した財政評価

前項では、1人当たりの地方税収と65歳以上の高齢者比率を財政収支に影響を及ぼす要因として考慮し、都市の状況を見た。ここでの分析においては、この2つの要因を地方自治体の裁量によらない財政運営の環境変数とみなし、非裁量的要因による影響を取り除いた形で各自治体の財政運営を評価する。

まず、基礎的経常収支Ⅱをこれら2つの非裁量的要因を説明変数として回帰式を求めると以下のような結果になった。

【推計式】

$$Y = -15.789 + 0.961X_1 - 5.636X_2$$

（-2.079）（36.719）（-26.870）　　　［自由度修正済決定係数＝0.852］

【使用変数一覧】

Y ：1人当たり基礎的経常収支Ⅱ（千円）

X_1 ：1人当たり地方税（千円）　　X_2 ：65歳以上人口比率（%）

1人当たり地方税収はプラスに、高齢者比率はマイナスにそれぞれ基礎的経常収支Ⅱに影響し、収支の大きさはこの2つの要因によってほぼ説明されることが分かる。

次に各自治体について、回帰式に一人当たり税収と高齢者比率の値を代入して、基礎的経常収支の推計値を求める。これは基礎的経常収支のうち、各自治体の裁量によらない、社会的環境によって説明される部分である。２節で求めた基礎的経常収支Ⅱがこの値を上回っていれば、その都市は、社会的な環境要因では説明がつかない、何らかの健全な財政運営を展開していると評価することができる。以下ではこの差をもとに、各都市の経常的な財政運営を評価する。この場合、基礎的経常収支がマイナスであっても、その大部分が地方税収の少なさや高齢化によって説明でき、自治体としては健全な財政運営に努めているならば、高く評価されるはずである。

図表 １－6 は、関西の都市についてこの結果をまとめたものである。関西では、全国的な傾向と比較すると高ランクにある都市の比率が低く、関西を除く全国では 106 都市（16.1%）（図表 １－7）であるのに対し、芦屋市が 6、綾部市と越前市が 5 と、3 都市（2.5%）のみとなった。2006 年度には財政評価 5 のランクの都市が 6 都市であったことと比較すると、相対的な位置はさらに低下したと言える。

ここで作成した指標は、地方税、高齢者比率という比較的単純化した指標のもとで一般的な傾向として求められる収支と現実の収支を比較することで、各自治体の財政運営を検証する一助となるものである。合併等による一時的な収支への影響は排除されていないため、若干の留意は必要であるが、すでに一部自治体ではこの指標を取り入れた分析も行われている。

図表　１－6 非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2007 年度）

財政評価	都道府県	都市
6	兵庫県	芦屋市
5	京都府	綾部市
	福井県	越前市
4	兵庫県	姫路市
	大阪府	河内長野市
	京都府	宮津市
	兵庫県	宝塚市
	兵庫県	川西市
	和歌山県	御坊市
	兵庫県	神戸市
	奈良県	橿原市
	大阪府	交野市
	滋賀県	近江八幡市
	福井県	大野市
	和歌山県	海南市
	兵庫県	明石市
	奈良県	桜井市
	兵庫県	加古川市
	大阪府	高槻市
	兵庫県	三木市
	滋賀県	彦根市
	福井県	鯖江市
	兵庫県	丹波市
	兵庫県	洲本市
	大阪府	豊中市
	和歌山県	和歌山市
	京都府	宇治市
	兵庫県	赤穂市
	京都府	舞鶴市
	奈良県	香芝市
	兵庫県	淡路市
	京都府	福知山市
	大阪府	大阪狭山市
	京都府	亀岡市
	奈良県	奈良市
3	大阪府	阪南市
	兵庫県	南あわじ市
	滋賀県	草津市
	和歌山県	岩出市
	和歌山県	紀の川市
	大阪府	羽曳野市
	滋賀県	大津市
	福井県	福井市
	大阪府	堺市
	兵庫県	相生市
	京都府	城陽市
	大阪府	寝屋川市
	和歌山県	新宮市
	兵庫県	西宮市
	福井県	勝山市
	大阪府	泉南市
	奈良県	大和郡山市
	和歌山県	田辺市
	大阪府	枚方市
	京都府	長岡京市
	京都府	京田辺市
	滋賀県	米原市
	大阪府	岸和田市
	兵庫県	尼崎市
	兵庫県	篠山市
3	和歌山県	有田市
	大阪府	富田林市
	京都府	京都市
	兵庫県	小野市
	和歌山県	橋本市
	大阪府	茨木市
	滋賀県	野洲市
	大阪府	箕面市
	滋賀県	守山市
	奈良県	生駒市
	大阪府	八尾市
	大阪府	泉佐野市
	大阪府	池田市
	大阪府	貝塚市
	奈良県	天理市
	福井県	小浜市
	兵庫県	西脇市
	大阪府	和泉市
	兵庫県	加西市
	滋賀県	甲賀市
	福井県	あわら市
	大阪府	松原市
	兵庫県	高砂市
	大阪府	大東市
	兵庫県	三田市
	京都府	向日市
	兵庫県	伊丹市
	奈良県	葛城市
	京都府	京丹後市
	大阪府	東大阪市
2	京都府	八幡市
	兵庫県	朝来市
	大阪府	吹田市
	滋賀県	長浜市
	滋賀県	高島市
	福井県	敦賀市
	奈良県	大和高田市
	滋賀県	東近江市
	福井県	坂井市
	滋賀県	湖南市
	奈良県	五條市
	大阪府	柏原市
	兵庫県	加東市
	大阪府	藤井寺市
	兵庫県	豊岡市
	京都府	木津川市
	兵庫県	養父市
	大阪府	高石市
	大阪府	大阪市
	大阪府	泉大津市
	大阪府	門真市
	大阪府	四條畷市
	奈良県	宇陀市
	大阪府	守口市
	京都府	南丹市
1	兵庫県	たつの市
	奈良県	御所市
	兵庫県	宍粟市
	滋賀県	栗東市
	大阪府	摂津市

図表　１－7 非裁量的要因を考慮した財政評価（全国上位、2007 年度）

財政評価	地域	都道府県	都市
6	九州	佐賀県	多久市
	関東	千葉県	いすみ市
	中部	岐阜県	瑞浪市
	四国	香川県	東かがわ市
	関東	千葉県	鴨川市
	九州	鹿児島県	阿久根市
	関東	千葉県	四街道市
	九州	鹿児島県	大口市
	関西	兵庫県	芦屋市
5	中部	静岡県	焼津市
	東北	山形県	上山市
	関東	千葉県	館山市
	中部	静岡県	沼津市
	関東	埼玉県	東松山市
	中部	静岡県	藤枝市
	中部	静岡県	島田市
	中部	岐阜県	各務原市
	中部	静岡県	菊川市
	九州	福岡県	大川市
	関東	埼玉県	狭山市
	関東	埼玉県	羽生市
	中国	山口県	防府市
	中部	静岡県	浜松市
	関東	千葉県	勝浦市
	九州	大分県	臼杵市
	中部	岐阜県	岐阜市
	九州	鹿児島県	日置市
	中部	静岡県	伊東市
	中部	静岡県	静岡市
	九州	長崎県	佐世保市
	関東	埼玉県	幸手市
	中部	岐阜県	土岐市
	東北	山形県	村山市
	九州	佐賀県	佐賀市
	中部	富山県	魚津市
	関東	群馬県	前橋市
	中部	岐阜県	多治見市
	関東	栃木県	栃木市
	中部	静岡県	下田市
	東北	岩手県	陸前高田市
	関東	千葉県	南房総市
	関東	群馬県	安中市
	関東	茨城県	日立市
	九州	宮崎県	えびの市
	九州	鹿児島県	曽於市
	関東	栃木県	足利市
	中国	山口県	下関市
	九州	福岡県	朝倉市
	中国	岡山県	玉野市
	中部	愛知県	蒲郡市
	九州	宮崎県	日南市
	九州	福岡県	みやま市
	四国	愛媛県	新居浜市
	関東	神奈川県	茅ヶ崎市
	四国	愛媛県	今治市
5	関東	茨城県	北茨城市
	東北	山形県	山形市
	関東	埼玉県	深谷市
	中部	愛知県	愛西市
	九州	鹿児島県	垂水市
	東北	岩手県	一関市
	中部	静岡県	伊豆の国市
	中部	山梨県	富士吉田市
	九州	鹿児島県	指宿市
	東北	山形県	天童市
	九州	大分県	別府市
	関東	神奈川県	小田原市
	中部	富山県	氷見市
	四国	愛媛県	西条市
	中部	富山県	高岡市
	中部	愛知県	犬山市
	中部	三重県	尾鷲市
	関東	千葉県	山武市
	関西	京都府	綾部市
	北海道	北海道	登別市
	中国	広島県	尾道市
	四国	高知県	香美市
	中部	愛知県	瀬戸市
	関東	茨城県	鉾田市
	九州	長崎県	長崎市
	四国	高知県	土佐市
	中部	長野県	長野市
	九州	福岡県	太宰府市
	関東	埼玉県	春日部市
	中部	新潟県	見附市
	中部	三重県	津市
	関東	千葉県	茂原市
	中部	富山県	滑川市
	九州	熊本県	荒尾市
	中部	愛知県	田原市
	中部	長野県	飯田市
	東北	山形県	東根市
	中国	広島県	三原市
	中部	長野県	上田市
	関東	栃木県	宇都宮市
	関西	福井県	越前市
	中部	静岡県	伊豆市
	中国	広島県	竹原市
	関東	神奈川県	逗子市
	九州	大分県	杵築市
	中部	愛知県	江南市
	関東	埼玉県	飯能市
	中部	静岡県	富士宮市
	中部	長野県	小諸市
	中部	三重県	伊勢市
	中部	愛知県	豊橋市
	中部	愛知県	一宮市
	中部	愛知県	弥富市
	九州	宮崎県	延岡市

図表 1－8 非裁量的要因を考慮した財政評価（全国下位、2007 年度）

財政評価	地域	都道府県	都市
1	九州	長崎県	対馬市
	東北	青森県	むつ市
	北海道	北海道	士別市
	北海道	北海道	名寄市
	関東	千葉県	浦安市
	九州	沖縄県	宮古島市
	九州	鹿児島県	奄美市
	九州	長崎県	松浦市
	関西	大阪府	摂津市
	九州	長崎県	壱岐市
	九州	長崎県	五島市
	中部	石川県	輪島市
	中国	広島県	安芸高田市
	北海道	北海道	三笠市
	北海道	北海道	深川市
	東北	青森県	つがる市
	関西	滋賀県	栗東市
	北海道	北海道	網走市
	関東	千葉県	袖ケ浦市
	関西	兵庫県	宍粟市
	中部	石川県	能美市
	北海道	北海道	稚内市
	関西	奈良県	御所市
	関東	東京都	武蔵野市
	関西	兵庫県	たつの市
	北海道	北海道	美唄市
	北海道	北海道	北見市
	中部	岐阜県	海津市
2	中国	岡山県	美作市
	中部	長野県	大町市
	中国	山口県	美祢市
	東北	秋田県	北秋田市
	中部	山梨県	中央市
	関東	東京都	羽村市
	関西	京都府	南丹市
	北海道	北海道	石狩市
	四国	高知県	室戸市
	北海道	北海道	紋別市
	東北	青森県	黒石市
	中部	新潟県	佐渡市
	中国	島根県	雲南市
	関東	東京都	国立市
	東北	山形県	尾花沢市
	関西	大阪府	守口市
	関西	奈良県	宇陀市
	中部	石川県	七尾市
	関西	大阪府	四條畷市
	中国	岡山県	高梁市
	中国	広島県	三次市
	中部	新潟県	魚沼市
	東北	青森県	平川市
	中部	石川県	珠洲市
	関西	大阪府	門真市
	四国	高知県	四万十市
	中部	愛知県	碧南市
	関東	茨城県	神栖市
	関東	埼玉県	戸田市

財政評価	地域	都道府県	都市
2	北海道	北海道	芦別市
	中国	山口県	萩市
	関西	大阪府	泉大津市
	九州	長崎県	西海市
	四国	徳島県	美馬市
	東北	秋田県	仙北市
	中部	石川県	羽咋市
	北海道	北海道	赤平市
	関西	大阪府	大阪市
	関東	神奈川県	厚木市
	中部	山梨県	北杜市
	関西	大阪府	高石市
	関西	兵庫県	養父市
	関西	京都府	木津川市
	東北	岩手県	久慈市
	関西	兵庫県	豊岡市
	関西	大阪府	藤井寺市
	九州	沖縄県	石垣市
	関東	神奈川県	川崎市
	中部	長野県	東御市
	東北	岩手県	八幡平市
	関西	兵庫県	加東市
	関西	大阪府	柏原市
	関西	奈良県	五條市
	九州	熊本県	天草市
	中国	鳥取県	倉吉市
	中部	長野県	飯山市
	関西	滋賀県	湖南市
	九州	福岡県	嘉麻市
	関西	福井県	坂井市
	中部	石川県	白山市
	中部	愛知県	東海市
	関西	滋賀県	東近江市
	中部	愛知県	小牧市
	中部	新潟県	妙高市
	関西	奈良県	大和高田市
	関西	福井県	敦賀市
	北海道	北海道	留萌市
	関東	埼玉県	和光市
	関東	群馬県	沼田市
	関西	滋賀県	高島市
	中部	愛知県	豊田市
	北海道	北海道	滝川市
	九州	長崎県	平戸市
	関西	滋賀県	長浜市
	関東	東京都	立川市
	関西	大阪府	吹田市
	中部	新潟県	上越市
	関東	東京都	多摩市
	中部	山梨県	大月市
	中部	新潟県	南魚沼市
	関西	兵庫県	朝来市
	関西	京都府	八幡市
	東北	宮城県	登米市
	九州	沖縄県	浦添市
	東北	宮城県	大崎市

５．　総務省による早期健全化指標

総務省は新たに財政健全化を求めるための指標を示し、各自治体は 2007 年度からその算出に当たっている。この指標はあくまでも、各自治体の財政状況が悪化し、国や都道府県の監督下で再建を進める必要があるかどうかを明示するためのものであり、一定水準に達した場合には、早期に是正措置を講じることが求められるというものである。

総務省の指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は各年度の収入と支出の差を見るものであるのに対して、実質公債費比率と将来負担比率は自治体の債務およびそのコストに基づいて算出されるものである。前項までで示した関西社会経済研究所の指標は地方債関係のストック部門を切り離した経常的な収支に基づくものであり、総務省指標と対応させるとすれば二つの実質収支である。

このうち実質赤字比率での評価によると、関西では御所市（奈良県）が 16.31%で早期健全化基準を超えている。総務省指標では、すべての歳出と歳入を総合的に捉えたものであるため、上で求めた 2007 年度の基礎的経常収支比率Ⅰ（歳入に地方交付税を含む）を見ると、御所市は全国 780 市のうち 685 位と非常に低い位置にある。また、収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱの結果に基づいて、地方税、高齢者比率の要素を取り除いた評価でも 6 から 1 のうち 1 と評価されており、経常的な財政運営に課題があるということが示される。

実質収支に公営企業まで含めた連結実質赤字比率で早期健全化基準を超えている関西の都市は、泉佐野市（大阪府）である。泉佐野市は基礎的経常収支Ⅰで 628 位、基礎的経常収支Ⅱの地方税、高齢者比率の要素を除いた場合でも 3 という評価であり、経常的な財政運営の健全性を高める必要がある。

６．　全国的な傾向

2000 年代に入り、地方財政全体の規模は圧縮されるようになる。多くの自治体は行政改革に取り組み、一方、総務省の求めによる 2005 年度から 2009 年度を対象期間とした「集中改革プラン」に沿った改革も進められている。

図表　1－9 はここで作成した財政指標の全国的な動向を示したものである。全国的な行政改革への取組にもかかわらず、平均的な収支はⅠ、Ⅱともに低下傾向を示している。経済環境の改善がなかなか見られないために経常収入の柱である地方税収の落ち込みは大きく、現行制度のもとでの収支改善にはいっそうの取組が必要ということである。

図表　1－9 1人当たり基礎的経常収支の推移（全国平均）

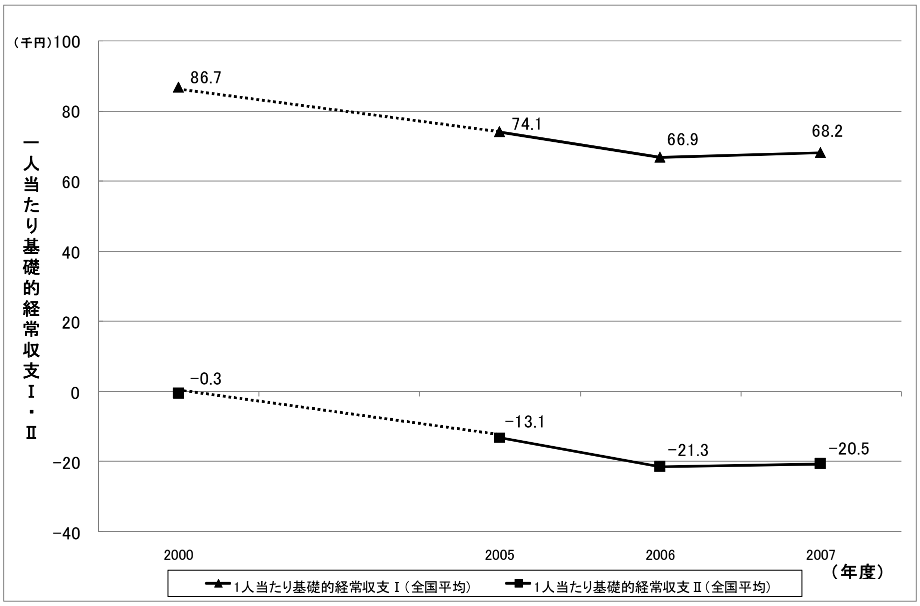

7.　＜補注＞「データの標準化と評価段階に関する解説」

ある地方自治体の1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を見ただけでは、その経常的な財政運営状況を評価することはできない。なぜなら、1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値は単に絶対的な水準を表しているものであり、全国における位置づけを判断できる相対的な水準を表しているものではないからである。

これについては、求められた1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を、平均0、分散1（標準偏差1）の正規分布にしたがうように標準化することで、各自治体の経常的な財政運営状況が、全国でどのあたりに位置しているのか、容易に判断することが可能となる。

データの標準化は、以下の手続きによって実行できる。あるデータ x_i（$i=1,2,\cdots,n$）に対して、データの平均が $\bar{x}$ 、標準偏差が s となるとき、標準化されたデータ z_i（$i=1,2,\cdots,n$）は次式で表され、あるデータが平均から標準偏差の何倍離れているのかを測ることができる。これにより標準化されたデータは、平均0、分散1（標準偏差1）の正規分布である標準正規分布にしたがう。

$$z_i = \frac{x_i - \bar{x}}{s} \quad 、\quad i=1,2,\cdots,n$$

正規分布は、図表　1－10に表されるような分布となる。一般的に、正規分布において、標準偏差は平均値から分布の変曲点までの距離となり、平均値±（標準偏差×1）の範囲内には、全データの約70%が存在することになる。さらに、標準偏差1個分を両側方向に拡大した、平均値±（標準偏差×2）の範囲内には、全データの約95%が存

在することになる。つまり、平均値±（標準偏差×2）の範囲外には、全データの僅か約 5%しか存在しないことになり、この範囲に含まれるデータは極めて少ないことが分かる。

したがって、あるデータの特殊性を判断する場合、平均値±（標準偏差×2）の範囲内に存在しているかどうかを確認することになる。つまり、あるデータが平均値±（標準偏差×2）の範囲内ではなく、その範囲外に存在している場合、そのデータは全データの約 5%に該当する特殊なデータと判断できるだろう。

よって、標準正規分布の場合は、平均 0、分散 1（標準偏差 1）の正規分布であるため、あるデータを標準化した値が、－2～2 の範囲外に存在するとき、そのデータは特殊であると判断できる。言い換えれば、特殊なデータとは、その数値が著しく大きいものか、もしくは著しく小さいものということである。

1 人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの場合であれば、その数値が著しく大きいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良いということを示している。逆に、その数値が著しく小さいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪いということを示している。

ここでは、基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱを標準化した値によって、地方自治体の経常的な財政運営状況を 6 段階で評価することとする。標準化された値を z と表すとき、以下のように評価することとする。つまり、評価段階が上がるほど、経常的な財政運営状況が良いことを表しており、評価 1 と評価 6 に該当する地方自治体は特殊な自治体であると判断できる。財政評価 1 の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪い。逆に、財政評価 6 の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良い。

財政評価 6：	標準化値 z が「2＜z」となる地方自治体
財政評価 5：	標準化値 z が「1＜z≦2」となる地方自治体
財政評価 4：	標準化値 z が「0＜z≦1」となる地方自治体
財政評価 3：	標準化値 z が「－1＜z≦0」となる地方自治体
財政評価 2：	標準化値 z が「－2＜z≦－1」となる地方自治体
財政評価 1：	標準化値 z が「z≦－2」となる地方自治体

図表 1－10 データの特殊性に関する評価基準

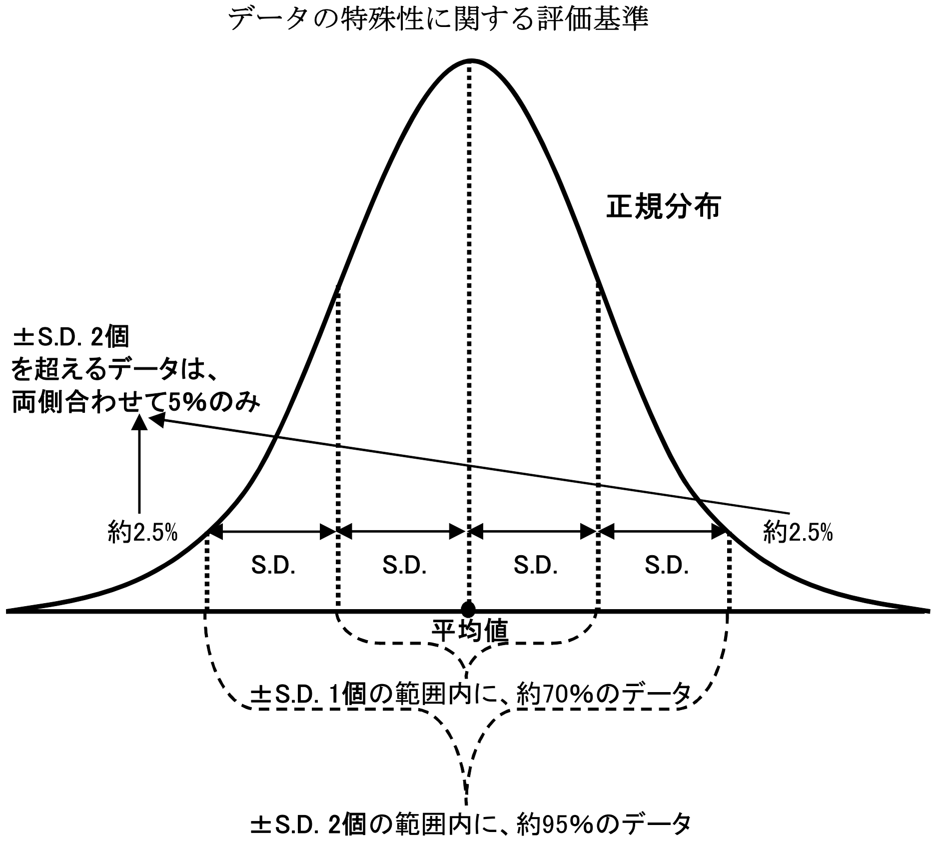

注 1）S.D.は標準偏差を表している。

注 2）標準正規分布の場合、上図において、平均値はゼロ、S.D.は 1 となる。

第２章 2003 年度と 2007 年度の財政評価の比較

本章は、2003 年度と 2007 年度での各都市の財政評価における変化およびその財政評価と他の財政的諸要因との相関関係について考察する。第 1 の作業として、各都市で財政評価がどのように変化したのかを明らかにする。財政評価を考える際に着目するのは、歳入総額から国庫支出金や都道府県支出金、地方債などの要因を取り除いた「基礎的経常収入Ⅱ」である。つまり、各都市の歳出が住民の負担の中でどの程度賄われているのかを明らかにすることで、国や都道府県の施策から受ける影響を除いた都市の行政運営自体に焦点を当てることができる。

そこで、最初に、2003 年度と 2007 年度のそれぞれにおける基礎的経常収支Ⅱを標準化した値 z(-2≦z≦2)をもとに各都市の財政評価を比較する[1]。次いで、各年度における非裁量的要因を考慮した各都市の財政評価を比較する。ここでいう非裁量的要因とは、1 人当たりの地方税収額と 65 歳以上の高齢者人口比率を指している。非裁量的要因が各都市の財政運営に影響した結果、財政評価はどのように変化したのだろうか。

第 2 の作業として、上述の基礎的経常収支Ⅱにおける変化と、地方税収などの財政的な諸要因の変化との間の相関関係を明らかにする。基礎的経常収支Ⅱの改善は、地方税収額や高齢化の進展、議会費、使用料・手数料、職員数あるいは職員給、地方債残高のそれぞれの変化とどのような関係があるのだろうか[2]。各要因との相関関係の探求は、各都市での財政評価の変化が財政を取り巻く社会経済環境的要因やそれぞれで取り組まれてきた行政改革などの要因とどのように関連しているのかを今後考察していく際に不可欠な作業となる。

なお、データは、本報告書の他の章と同様、市町村合併の影響や集中改革プランや三位一体改革の影響を受ける前の 2003 (平成 15)年度決算データを 2007 (平成 19)年度決算データの比較のために使用する。また、合併や編入によって市名が消滅している場合は、分析対象とはされていない。ただし、合併や編入があっても市名が変更されていない自治体は分析対象としている。合併によって人口規模が増加し、それによって収支も変化することが予想される。この変化のうち、単純な人口規模による要因は 1 人当たり

---

[1] 基礎的経常収支Ⅱおよびその財政評価については、関西社会経済研究所(編)『地方自治体の財政健全性に関する評価』(2008 年 5 月)の 2-3 頁および本報告書第 1 章を参照のこと。
[2] 地方税収や高齢化は非裁量的な要因と整理しているが、議会費、職員数や職員給の変化については、変化額それ自体の重要性よりも政策決定に関与する者の行財政改革に対する自らの積極的な関与度合いを示している。使用料・手数料は、彼らの住民にも負担を求める姿勢を示す。地方債残高については過去の決定が現在の決定にどのように影響を及ぼすのかを考える際には重要な要因である。

データを用いることで取り除かれる[3]。合併に伴う行政効率化などその他の要因については、収支の変化として計上される。

１．　集中改革プランの効果

2005(平成 17) 年 3 月に総務省が発表した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」は、その後の各都市の税財政運営に影響を及ぼしている。2003 年度と 2007 年度の地方自治体の基礎的経常収支Ⅱを比較する前に、新地方行革指針とそれにもとづいて各都市で策定された「集中改革プラン」について最初に概略を述べておく。

新地方行革指針において総務省は、地方自治体に対して、各自治体の行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、事務・事業の再編・整理・廃止・統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）、定員管理の適正化などの 9 項目を中心に、2005(平成 17)年度を起点とし、概ね 2009(平成 21)年度までの取り組みを住民に明示する計画(いわゆる「集中改革プラン」)の公表を求めた[4]。全国の地方自治体が同じ期間で同じ項目について改革案を提示することを通じて、住民は自分の地方自治体の行政改革を他の自治体と比較することが可能となり、さらなる改革圧力となることが国では期待された。

つまり、本研究では、上記のようないくつかの項目を各都市が実施した結果、職員給や職員数がどのように変化しているのか、あるいは使用料や手数料もどのように変化しているのか、そして市長提出の予算案を承認する立場にある議会自らに関する議会がどのように変化しているのかということに着目していく。さらに、行政改革の取組内容やその効果に関する財政データを容易にアクセスできるのかという透明性をいかに追求しているのかという点にも各都市の行政改革に対する姿勢が表れていると考え、行政改革とその財政的効果に関するデータの公開度にも注意を払っていく。

[3] 比較のために、基礎的経常収支Ⅱおよび地方税収、議会費、使用料・手数料、職員数・職員給、地方債残高は全て住民基本台帳登載人口に基づく 1 人当たりのデータを用いる。

[4] 新地方行革指針に沿って地方自治体および地方公営企業が求められた改革案提示の項目は以下の通りである。1.事務・事業の再編・整理、廃止・統合 2.民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）3.定員管理の適正化 4.手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）5.市町村への権限移譲 6.出先機関の見直し 7.第三セクターの見直し 8.経費節減等の財政効果 9.その他（5.6 については都道府県のみ。また、地方公営企業は 1.2.3.4 及び 8 が対象項目。）

２． 財政評価の変化の傾向

（１） 時系列比較での変化のパターン

2003（平成 15）年度と 2007（平成 19）年度の 2 時点での 1 人当たり基礎的財政収支Ⅱを標準化して各市に対して行われた財政評価を比較したとき、各都市の変化は、向上、変化なし、悪化の 3 つのカテゴリーに分けることができる。さらに、変化なしとされる都市の中でも高水準で推移している都市と、平均的な値で推移している都市と、低水準にあえいでいる都市がある（図表 ２－1）。

図表 ２－1 ２期間での変化のカテゴリー

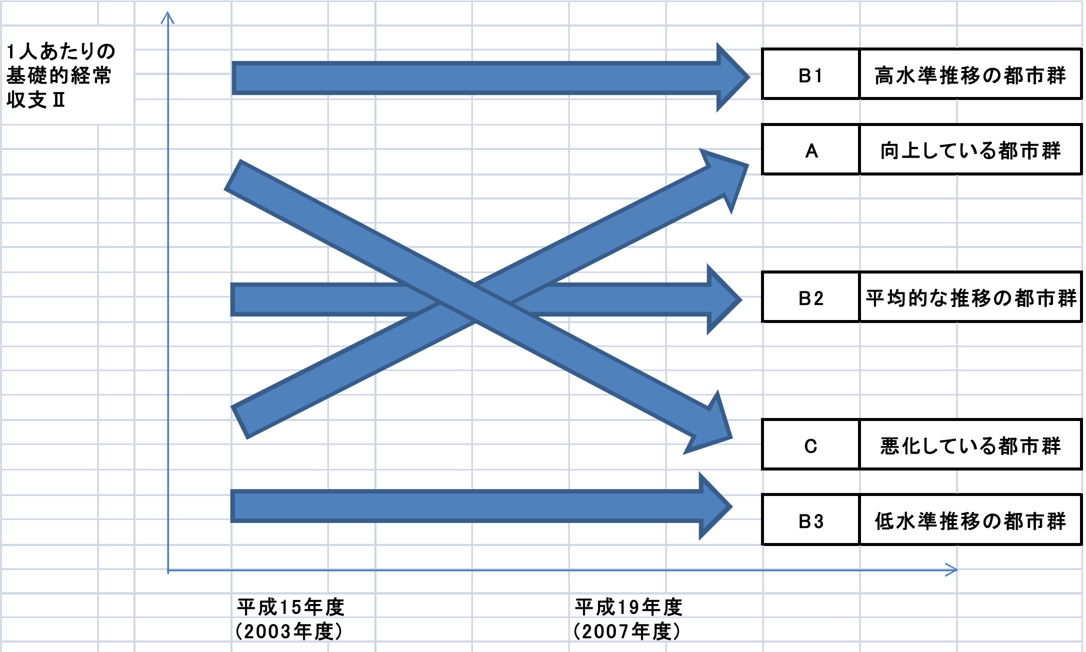

A	「1人あたり基礎的財政収支Ⅱの財政評価」が向上している都市群
B1	同評価が常に高水準で推移している都市群
B2	同評価が平均的な水準で推移している都市群
B3	同評価が常に低水準で推移している都市群
C	同評価が悪化している都市群

（２） 各年度の基礎的経常収支Ⅱの比較

具体的にデータと照らし合わせて 3 つの都市カテゴリーを見ていく。第 1 に、財政評価が向上した都市には、財政評価を 2007 年度では 2003 年度と比較して 2 改善した 2 都市と、1 改善した 112 都市がある。特に、財政評価を 2 改善した 2 都市は、いずれも 2 から 4 に飛躍している点で共通している。第 2 に、変化が見られない都市の中にも、2 期間を通じて財政評価 6 を維持した 6 都市や財政評価 5 を維持した 63 都市のように財政的には比較的に健全な都市もあれば、財政評価 2 にあえぐ 31 都市や財政評価 1 から抜け出せない 13 都市のような財政的には非常に厳しい都市もある。そして、財政評

価 4 を維持した 208 都市や財政評価 3 を維持した 125 都市が財政的に変化していない都市カテゴリーの 75%近くを占めている。最後の第 3 のカテゴリーは、財政評価が悪化した都市である。財政評価が 1 悪化した 55 都市には悪化してもなお財政状況が相対的にいい武蔵野市のようなグループとそうでないむつ市のようなグループがあるように思われる。財政評価が一気に 2 も悪化したのは調査対象の 616 都市の中で 1 都市だけである（図表　２－2）。

図表　２－2 基礎的経常収支Ⅱの財政評価の比較（カテゴリー別、2003 年度、2007 年度）

3区分	内　訳		数	%	変化がない都市 数	変化がない都市 %	例
向上（A）	財政評価が2上昇した都市		2	0.3			日光市(2→4)、多久市(2→4)
	財政評価が1上昇した都市		112	18.2			安城市(5→6)、鹿嶋市(4→5)、舞鶴市(3→4)、阿久根市(2→3)、黒石市(1→2)
変化なし（B）	財政評価に変化がない都市		446	72.4			
	B1	財政評価6を維持した都市			6	1.4	芦屋市、豊田市
		財政評価5を維持した都市			63	14.1	つくば市、栗東市
	B2	財政評価4を維持した都市			208	46.6	天童市、守山市、天理市
		財政評価3を維持した都市			125	28.0	釧路市、藤井寺市、伊万里市
	B3	財政評価2を維持した都市			31	7.0	陸前高田市、新宮市、八幡浜市
		財政評価1を維持した都市			13	2.9	赤平市、土佐清水市、平戸市
悪化（C）	財政評価が1悪化した都市		55	8.9			武蔵野市(6→5)、箕面市(5→4)、出雲市(4→3)、宇和島市(3→2)、むつ市(2→1)
	財政評価が2悪化した都市		1	0.2			松浦市(4→2)

各都市の財政状況の変化についての３つのカテゴリーそれぞれで人件費の削減や業務の委託の程度などの行政改革的な要因を見ていくことで、常に財政状況の高水準あるいは低水準にとどまっている都市はどのような試みをしているのか、あるいは改善あるいは悪化した都市に共通した市の取り組みにはどのような特徴があるのか、ということが明らかになるだろう[5]。

（３） 非裁量的要因を加味した比較

では、非裁量的な要因を加味してみた場合、どのように異なる結果となるのかを考えてみる。財政評価を 3 も飛び抜けて改善した都市が 2 都市も存在する一方で、3 も飛び抜けて悪化した都市も 3 都市もあることがわかる。財政評価が 1 だけ改善しているという都市が向上しているカテゴリーの中でも圧倒的に多く 152 都市にも達し、同様に悪化しているカテゴリーの中でも財政評価が 1 だけ悪化している都市が多数を占めて 108 都市にも達する。

[5] 全国的に実施されることになった集中改革プランや三位一体改革の効果が出る平成 16（2004）年度以降の時期、あるいは人口構成や産業統計などの社会経済的要因を考慮した回帰分析を行うわけではないので、厳密に言えば、各市の財政状況の変化を行政改革的な要因だけで明らかにしているというわけではない。しかし、行政改革と財政的帰結との関係性が明らかになるだろう。

財政評価の低い都市に関していえば、最初から財政評価が１のままであえいでいる８都市も問題ではあるが、一気に３も悪化した３都市については、具体的にどの項目の変化が悪化に作用したのか見ていく必要がある（図表 ２－3）。

図表 ２－3 非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（カテゴリー別、2003 年度、2007 年度）

3区分	内 訳		数	%	変化がない都市 数	変化がない都市 %	例
向上(A)	財政評価が3上昇した都市		2	0.3			日光市(1→4)、多久市(3→6)
	財政評価が2上昇した都市		19	3.1			根室市(1→3)、大阪狭山市(2→4)、土佐市(3→5)、阿久根市(4→6)
	財政評価が1上昇した都市		152	25.1			藤井寺市(1→2)、京都市(2→3)、松江市(3→4)、日立市(4→5)、鴨川市(5→6)
変化なし(B)	財政評価に変化がない都市		307	50.7	数	%	
	B1	財政評価6を維持した都市			1	0.3	瑞浪市
		財政評価5を維持した都市			33	10.7	山形市、飯田市、静岡市、今治市、佐賀市
	B2	財政評価4を維持した都市			143	46.6	花巻市、甲府市、彦根市、宝塚市、那覇市
		財政評価3を維持した都市			101	32.9	苫小牧市、つくば市、相模原市、草津市、八女市
	B3	財政評価2を維持した都市			21	6.8	石狩市、国立市、吹田市、室戸市、石垣市
		財政評価1を維持した都市			8	2.6	稚内市、美唄市、三笠市、むつ市、摂津市
悪化(C)	財政評価が1悪化した都市		108	17.8			登別市(6→5)、水戸市(5→4)、大津市(4→3)、和光市(3→2)、浦安市(2→1)
	財政評価が2悪化した都市		15	2.5			掛川市(6→4)、山梨市(5→3)、大月市(4→2)、松浦市(3→1)
	財政評価が3悪化した都市		3	0.5			常滑市(6→3)、上越市(5→2)、網走市(4→1)

３． 財政的な諸要因と基礎的経常収支Ⅱの関係

（１） 地方税収の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－4 地方税収の変化と収支Ⅱの改善

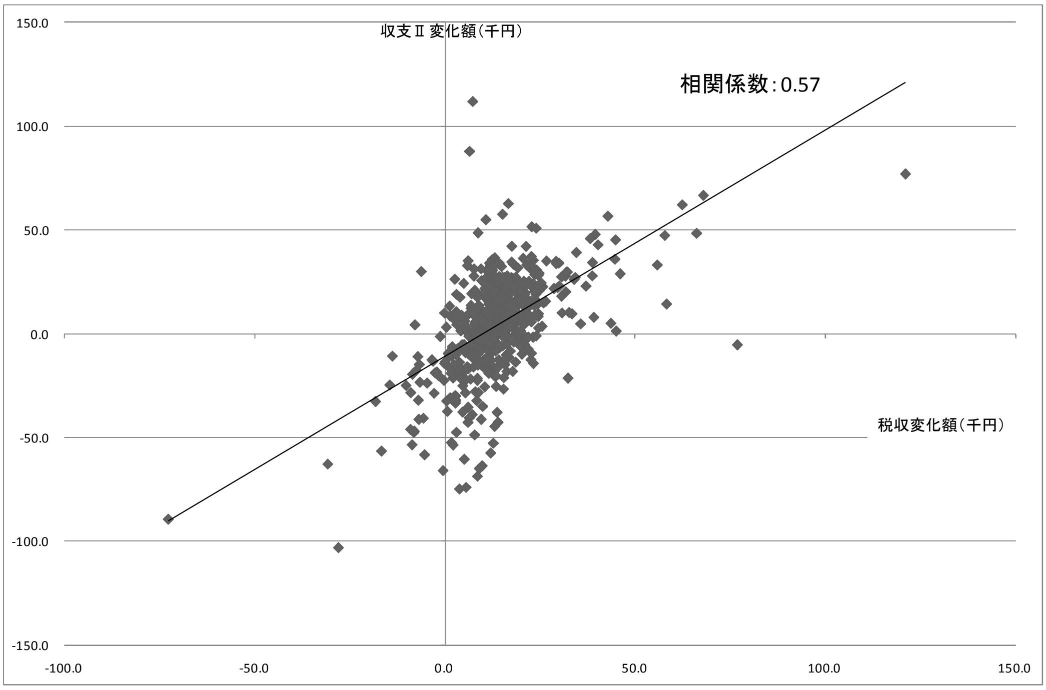

地方税収の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、税収変化額を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右上がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は 0.57 であり、正の相関があることが確認できる。したがって、地方税収が増加している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが改善している傾向があるといえる（図表 ２－４）。

（２） 高齢化率の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－5 高齢化率の変化と収支Ⅱの改善

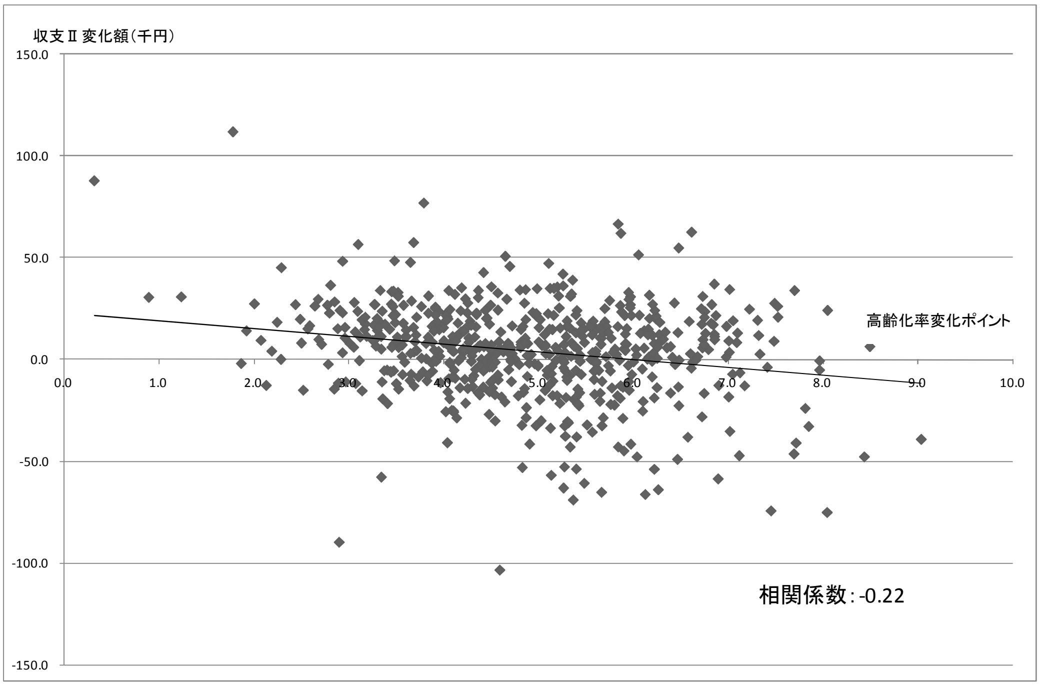

高齢化の進行と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、高齢化率変化ポイントを横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右下がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は－0.22 であり、弱い負の相関があることが確認できる。したがって、高齢化が進行している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが悪化している傾向があるといえる（図表 ２－5）。

（３） 議会費の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－6 議会費の変化と収支Ⅱの改善

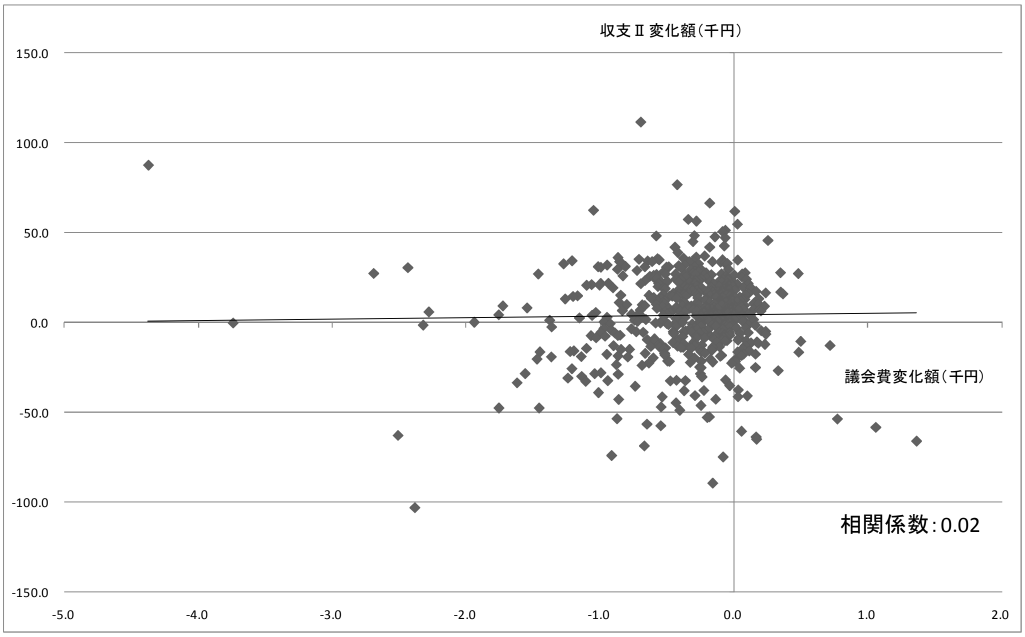

議会費の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、議会費変化額を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右上がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は 0. 02 である。相関係数は正の値をとるものの、非常に小さくゼロに近いことから、両変数の相関はほとんどないといえる（図表 ２－6）[6]。

6 ただし基礎的経常収支Ⅱが改善している都市に限定して見ると、両変数の相関係数は－0.20 であり、弱い負の相関があることが確認できた。したがって限定的には、議会費が減少している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが改善している傾向があるといえる。

（４） 使用料の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－7 使用料の変化と収支Ⅱの改善

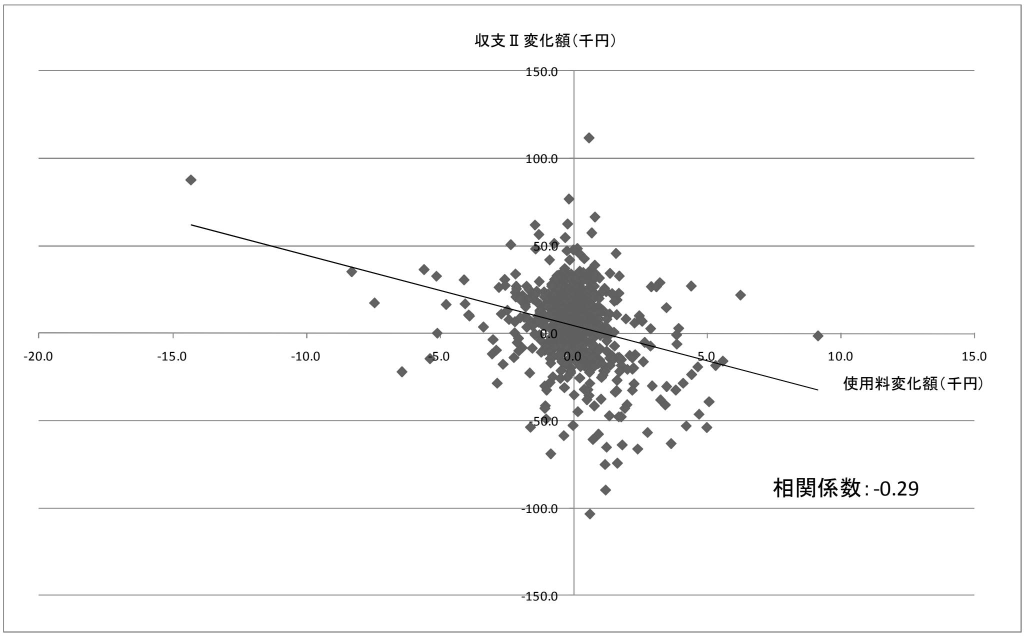

使用料の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、使用料変化額を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右下がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は－0.29 であり、弱い負の相関があることが確認できる。したがって、使用料が増加している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが悪化している傾向があるといえる（図表 ２－7）。

（５） 手数料の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－8 手数料の変化と収支Ⅱの改善

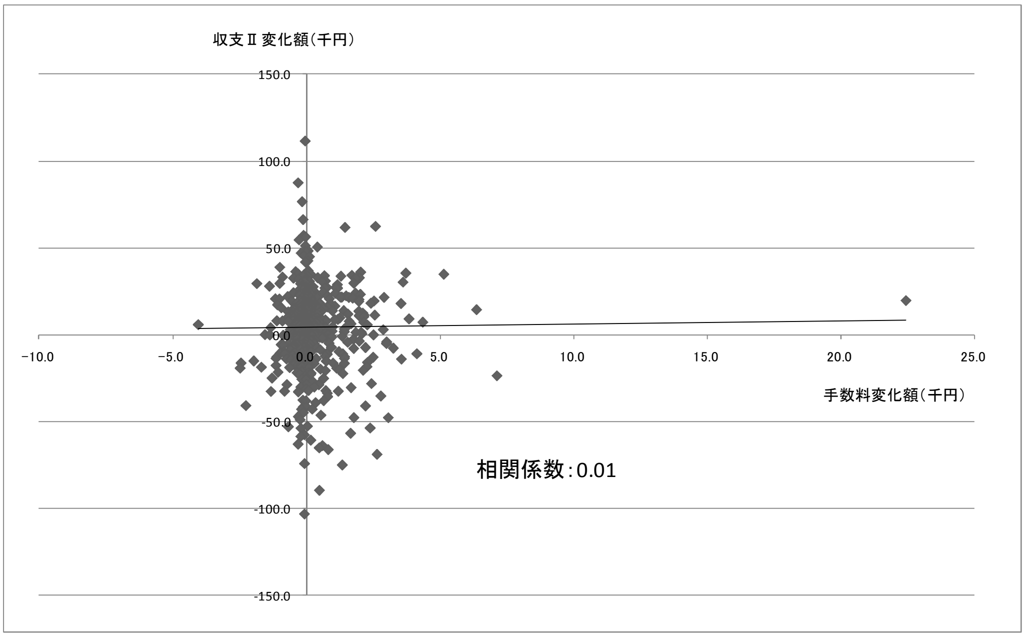

手数料の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、手数料変化額を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右上がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は 0.01 である。相関係数は正の値をとるものの、非常に小さくゼロに近いことから、両変数の相関はほとんどないといえる（図表 ２－8）。

（６） 職員数の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－9 職員数の変化と収支Ⅱの改善

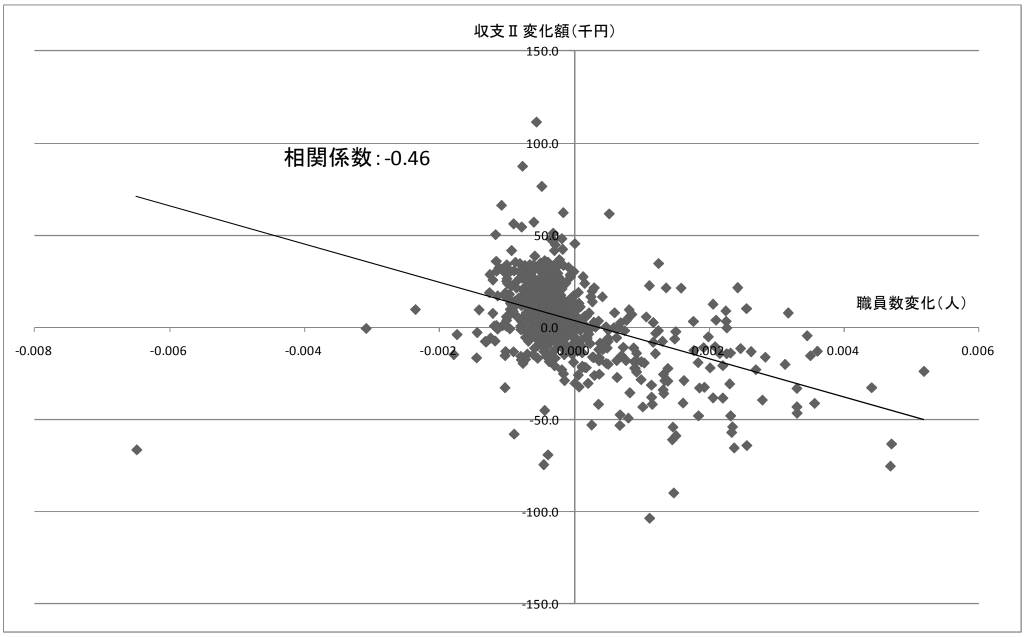

職員数の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、職員数変化を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右下がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は－0.46 であり、負の相関があることが確認できる。したがって、職員数が減少している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが改善している傾向があるといえる（図表 ２－9）。

（７） 職員給の変化と収支Ⅱの改善

図表 ２－10 職員給の変化と収支Ⅱの改善

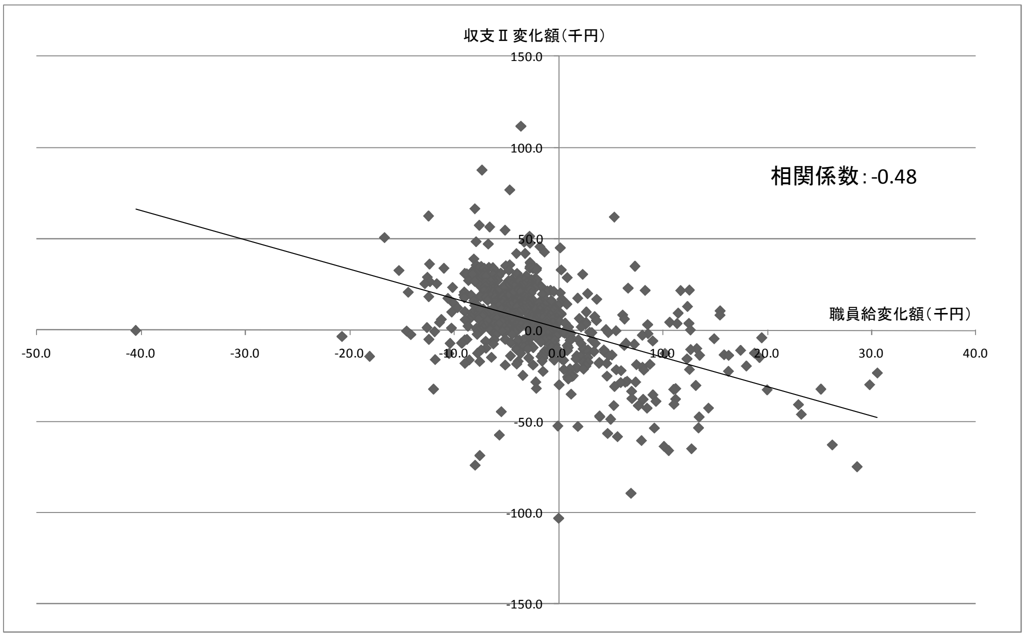

職員給の変化と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、職員給変化額を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数には右下がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は－0.48 であり、負の相関があることが確認できる。したがって、職員給が減少している都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが改善している傾向があるといえる（図表 ２－10）。

（８） 集中プラン実行時点の地方債残高と収支Ⅱの改善

図表 ２－11 集中プラン実行時点の地方債残高と収支Ⅱの改善

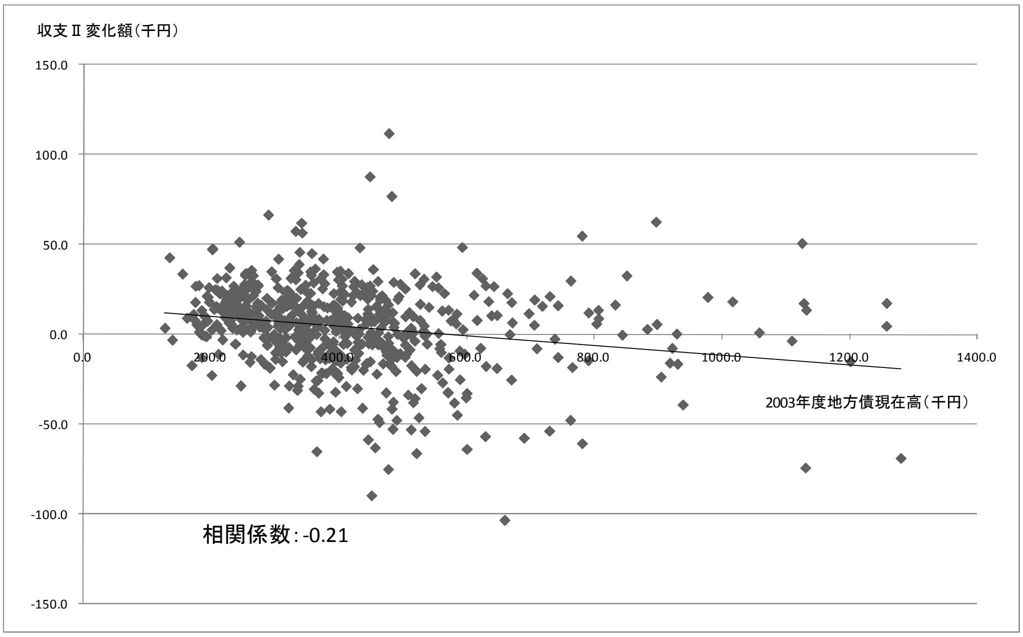

集中改革プラン実行直前の地方債残高と基礎的経常収支Ⅱの改善との関係について、2003 年度の地方債現在高を横軸、収支Ⅱ変化額を縦軸とする散布図から見ると、両変数間には右下がりの線形関係があることがわかる。また、両変数の相関係数は－0.21 であり、弱い負の相関があることが確認できる。したがって、2003 年度時点での地方債現在高が大きい都市ほど、基礎的経常収支Ⅱが悪化している傾向があるといえる。つまり、集中改革プラン実行直前の地方債現在高（ストックの負債）が大きい都市ほど、それが財政運営における障害となっており、基礎的経常収支Ⅱの改善が困難になっている可能性が考えられる（図表 ２－11）。

第３章 行政改革への取り組み

本研究会では、これまで特定の年度について財政健全性の評価を行ってきた。前章では2003年度と2007年度の収支の変化を見たが､ここでは非裁量的な要因を考慮して、この間の行政改革への取組みがどのような効果を発揮してきたのかという観点から､各都市の評価を行う。

財政健全性を示す基礎的経常収支に対して、非裁量的要因と定義した、1人当たり地方税と高齢者比率の変化が影響を及ぼすことは当然である。上記のようにそれぞれの都市で2003年度から2007年度にかけてこの非裁量的要因に変化があれば、それにともなって収支がどのように変化するかを推計することができる。

ところが、この推計値よりも収支の状況が良ければ(悪ければ)この間の行革への取組みが十分(不十分)な効果を発揮していたことになる。

本章ではまず、この変化についての評価を行った後、この結果に影響を及ぼした財政的な変数は何であったのかを検討してみたい。

１． 2003年度非裁量的要因を考慮した財政評価

図表 ３－1、図表 ３－2、図表 ３－3は、2003年度のデータに基づいて全国および関西の都市の財政健全性についての評価結果をまとめたものであり、2007年度の図表 １－6、図表 １－7、図表 １－8にそれぞれ対応している。関西では、全国的な傾向と比較すると高ランクにある都市の比率が低く、関西を除く全国では82都市（14.7%）であるのに対し、関西では芦屋、田辺、大野の3市のみが評価が5となった（全国655市、関西96市）。

なお、2003年度の評価に用いた非裁量的要因（1人当たり地方税と高齢化比率）による経常収支Ⅱの推計式は以下の通りである。

【推計式】

$$Y = -52.650 + 0.948X_1 - 4.387X_2$$

（-7.092）（28.935）（-18.502）　　［自由度修正済決定係数＝0.856］

【使用変数一覧】

Y ：1人当たり基礎的経常収支Ⅱ（千円）

X_1 ：1人当たり地方税（千円）　X_2 ：65歳以上人口比率（%）

図表　３－1 非裁量的要因を考慮した財政評価（全国上位、2003 年度）

財政評価	都道府県	都市	財政評価	都道府県	都市
6	静岡県	掛川市	5	兵庫県	芦屋市
	鹿児島県	川内市		岩手県	二戸市
	北海道	登別市		岐阜県	多治見市
	愛知県	常滑市		埼玉県	深谷市
	岐阜県	高山市		埼玉県	行田市
	岐阜県	瑞浪市		岐阜県	関市
	福島県	福島市		埼玉県	本庄市
	広島県	三原市		栃木県	今市市
	静岡県	沼津市		栃木県	鹿沼市
5	静岡県	焼津市		鹿児島県	鹿児島市
	静岡県	浜北市		新潟県	新発田市
	岐阜県	美濃加茂市		静岡県	藤枝市
	栃木県	栃木市		岐阜県	岐阜市
	山口県	防府市		長野県	小諸市
	静岡県	島田市		新潟県	上越市
	静岡県	裾野市		長野県	佐久市
	島根県	出雲市		新潟県	新津市
	福岡県	宗像市		埼玉県	羽生市
	山口県	下関市		栃木県	宇都宮市
	群馬県	前橋市		熊本県	八代市
	佐賀県	佐賀市		埼玉県	飯能市
	神奈川県	小田原市		愛媛県	今治市
	三重県	鈴鹿市		山口県	岩国市
	愛知県	瀬戸市		群馬県	館林市
	長崎県	佐世保市		群馬県	伊勢崎市
	長野県	飯田市		静岡県	富士市
	宮崎県	日向市		山形県	天童市
	愛媛県	新居浜市		長野県	松本市
	千葉県	鴨川市		静岡県	御殿場市
	静岡県	浜松市		山口県	宇部市
	千葉県	富津市		静岡県	静岡市
	長野県	伊那市		茨城県	水戸市
	岐阜県	各務原市		茨城県	北茨城市
	愛媛県	北条市		大分県	臼杵市
	栃木県	足利市		山形県	山形市
	徳島県	阿南市		愛知県	一宮市
	岐阜県	恵那市		山梨県	山梨市
	広島県	呉市		千葉県	勝浦市
	千葉県	館山市		茨城県	常陸太田市
	鹿児島県	国分市		熊本県	玉名市
	埼玉県	秩父市		和歌山県	田辺市
	岐阜県	可児市		福井県	大野市
	長野県	長野市			

図表 ３－2 非裁量的要因を考慮した財政評価（全国下位、2003 年度）

財政評価	都道府県	都市	財政評価	都道府県	都市
1	北海道	三笠市	2	岡山県	高梁市
	北海道	士別市		千葉県	浦安市
	北海道	深川市		三重県	鳥羽市
	北海道	根室市		大阪府	吹田市
	北海道	芦別市		沖縄県	石垣市
	北海道	名寄市		秋田県	男鹿市
	北海道	紋別市		大阪府	泉南市
	青森県	黒石市		山口県	美祢市
	北海道	美唄市		福井県	勝山市
	北海道	稚内市		愛知県	碧南市
	大阪府	大阪市		沖縄県	平良市
	大阪府	摂津市		兵庫県	高砂市
	北海道	留萌市		福井県	敦賀市
	東京都	羽村市		千葉県	袖ケ浦市
	長崎県	福江市		大阪府	寝屋川市
	北海道	赤平市		大阪府	阪南市
	富山県	珠洲市		東京都	福生市
	大阪府	柏原市		京都府	向日市
	大阪府	泉大津市		東京都	国分寺市
	北海道	富良野市		熊本県	水俣市
	青森県	むつ市		滋賀県	長浜市
	大阪府	泉佐野市		大分県	豊後高田市
	栃木県	日光市		東京都	青梅市
	福岡県	山田市		大阪府	大阪狭山市
	大阪府	高石市		東京都	立川市
	大阪府	藤井寺市		神奈川県	川崎市
	岡山県	備前市		和歌山県	御坊市
2	高知県	室戸市		北海道	帯広市
	東京都	武蔵野市		京都府	宮津市
	奈良県	御所市		長野県	大町市
	長崎県	平戸市		大阪府	大東市
	北海道	石狩市		北海道	千歳市
	大阪府	守口市		北海道	釧路市
	東京都	国立市		高知県	中村市
	大阪府	東大阪市		兵庫県	伊丹市
	大阪府	門真市		沖縄県	石川市
	鹿児島県	名瀬市		北海道	北見市
	東京都	武蔵村山市		埼玉県	八潮市
	大阪府	貝塚市		群馬県	桐生市
	奈良県	大和高田市		京都府	京都市
	大阪府	松原市		京都府	八幡市
	埼玉県	戸田市		高知県	土佐清水市
	東京都	多摩市		山形県	長井市
	長野県	飯山市			

図表 ３－3 非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2003 年度）

財政評価	都道府県	都市	財政評価	都道府県	都市
5	兵庫県	芦屋市	3	滋賀県	草津市
	和歌山県	田辺市		滋賀県	八日市市
	福井県	大野市		兵庫県	豊岡市
4	兵庫県	姫路市		兵庫県	尼崎市
	奈良県	橿原市		大阪府	交野市
	奈良県	五條市		大阪府	和泉市
	京都府	宇治市		大阪府	羽曳野市
	奈良県	香芝市		大阪府	茨木市
	兵庫県	神戸市		兵庫県	西脇市
	京都府	舞鶴市		大阪府	富田林市
	京都府	福知山市		京都府	京田辺市
	兵庫県	加古川市		大阪府	八尾市
	兵庫県	洲本市		大阪府	堺市
	兵庫県	三田市		大阪府	豊中市
	兵庫県	篠山市		大阪府	枚方市
	滋賀県	彦根市		大阪府	池田市
	京都府	綾部市		大阪府	岸和田市
	兵庫県	小野市		兵庫県	龍野市
	京都府	亀岡市	2	京都府	八幡市
	和歌山県	橋本市		京都府	京都市
	滋賀県	守山市		兵庫県	伊丹市
	和歌山県	海南市		大阪府	大東市
	兵庫県	宝塚市		京都府	宮津市
	福井県	福井市		和歌山県	御坊市
	兵庫県	明石市		大阪府	大阪狭山市
	大阪府	河内長野市		滋賀県	長浜市
	滋賀県	大津市		京都府	向日市
	福井県	武生市		大阪府	阪南市
	滋賀県	近江八幡市		大阪府	寝屋川市
	兵庫県	三木市		福井県	敦賀市
3	大阪府	箕面市		兵庫県	高砂市
	兵庫県	赤穂市		福井県	勝山市
	兵庫県	相生市		大阪府	泉南市
	和歌山県	有田市		大阪府	吹田市
	大阪府	高槻市		大阪府	松原市
	福井県	鯖江市		奈良県	大和高田市
	奈良県	奈良市		大阪府	貝塚市
	和歌山県	新宮市		大阪府	門真市
	奈良県	天理市		大阪府	東大阪市
	奈良県	生駒市		大阪府	守口市
	京都府	長岡京市		奈良県	御所市
	兵庫県	川西市	1	大阪府	藤井寺市
	福井県	小浜市		大阪府	高石市
	和歌山県	和歌山市		大阪府	泉佐野市
	兵庫県	西宮市		大阪府	泉大津市
	奈良県	大和郡山市		大阪府	柏原市
	兵庫県	加西市		大阪府	摂津市
	京都府	城陽市		大阪府	大阪市

２．　2003 年度と 2007 年度の非裁量的要因を考慮した財政評価の比較

図表　３－4 は、両年度の非裁量的要因を考慮した財政評価を比較して、評価の値が 2 以上上昇した都市を示したもので、全国で 21 市存在する。日光市と多久市は 3 の上昇を示しており、特に多久市は 2003 年度の 3 から 6 へと上昇している。

関西エリアでは評価が 2 上昇しているのは宮津市、泉佐野市、大阪狭山市、御坊市の 4 市である。

図表　３－4　非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（2003 年度、2007 年度）

		2003年					2007年					比較
		税収	高齢	現実	予測	評価	税収	高齢	現実	予測	評価	
1	日光市	155.96	25.5	−72.11	−16.74	1	162.46	25.8	15.60	−5.18	4	3
2	多久市	79.43	24.6	−99.10	−85.31	3	86.75	26.4	12.64	−81.09	6	3
3	根室市	87.64	18.0	−136.20	−48.57	1	98.41	24.5	−81.44	−59.18	3	2
4	富良野市	88.00	21.3	−118.64	−62.71	1	100.73	25.4	−86.62	−62.25	3	2
5	桐生市	114.15	21.4	−64.80	−38.37	2	120.27	26.6	−29.82	−49.93	4	2
6	春日部市	108.32	11.0	−4.03	1.74	3	120.81	19.0	20.12	−7.06	5	2
7	四街道市	127.08	12.7	22.39	12.06	4	129.70	20.2	48.50	−5.13	6	2
8	国分寺市	176.49	14.6	17.80	50.54	2	191.66	18.3	75.22	65.32	4	2
9	下田市	118.84	24.7	−50.87	−48.40	3	130.44	30.6	−27.50	−62.77	5	2
10	尾鷲市	113.06	26.6	−75.36	−62.21	3	114.48	33.7	−66.97	−95.66	5	2
11	宮津市	133.86	28.3	−79.85	−49.96	2	139.82	32.9	−47.19	−66.69	4	2
12	泉佐野市	193.02	15.6	6.59	61.81	1	186.83	19.8	36.40	51.97	3	2
13	大阪狭山市	128.33	13.4	−20.49	10.16	2	140.03	19.4	10.33	9.59	4	2
14	御坊市	134.21	21.9	−51.77	−21.55	2	142.95	25.4	−3.33	−21.48	4	2
15	備前市	134.03	22.8	−76.91	−25.67	1	145.81	28.9	−55.15	−38.35	3	2
16	土佐市	74.77	24.4	−89.57	−88.85	3	86.39	28.0	−62.92	−90.45	5	2
17	長崎市	116.93	19.0	−30.47	−25.20	3	124.58	23.9	−2.81	−30.51	5	2
18	阿久根市	68.34	29.3	−104.24	−116.44	4	82.60	33.7	−70.37	−126.16	6	2
19	大口市	76.88	31.0	−96.61	−115.81	4	91.57	34.5	−70.62	−122.04	6	2
20	指宿市	91.18	25.5	−84.53	−78.12	3	92.44	30.9	−71.40	−101.07	5	2
21	垂水市	68.04	30.9	−126.78	−123.74	3	81.42	34.2	−99.74	−130.13	5	2

３．　財政健全性の変化

（１）　2003 年度から 2007 年度にかけて生じた収支Ⅱの変化に関する評価

前節では、2003 年度から 2007 年度にかけて生じた、財政健全性に関する相対的な評価の変動について検証した。

2003 年度から 2007 年度の間には行財政の集中改革期間があり、各都市とも改革に取り組んできた。その取組みはそれぞれに熱心なものであり、各都市において成果についての検証も行われているものと予想される。ここでは各都市の取組みによる効果が、全国の都市で実現されている成果の中で、どのように位置づけられるのかを検証する。

まず、2003 年度の高齢者比率と地方税という要因のもとでの収支の推計結果がある。これは、高齢者比率が上昇すると収支がどの程度悪化するか、また 1 人当たり地方税が増加するとどれだけ収支が改善するかを示していることになる。

そこで、2003 年度の構造のままで、2007 年度にかけて生じた高齢者比率、1 人当たり地方税収の変化に応じて収支Ⅱがどれだけ変化すると予測されるかを求め、その水準

と 2007 年度の実績値を比較することで、この間の財政健全化への取組みについての評価を行う。

図表 3－5 で、2003 年度の実績値が A、全国の都市の収支と非裁量的要因（1 人当たり地方税収）の関係から求めた推計式がライン l であるとする。この場合、2003 年度の財政健全性に関する評価は 6 段階の 4 以上で相対的には健全性が高いと評価されることになる。そして、2003 年度から 2007 年度にかけて非裁量的要因の値が変化した時には、ライン l の形状に沿って D に変化するものと推計される。一方、2007 年度の現実値が A' で、同年度の全都市のデータからの推計式がライン m であるとすると、予測値は B' となり、2007 年度の財政健全性に関する評価は 3 以下で相対的に低いと評価される。しかし、2003 年度の推計結果に基づいて予測される 2007 年度の水準 D は上回っている。この A' と D の差によってこの間の健全性への取組みを評価するのがここでの試みである。図のケースでは、2003 年度の推計結果から予想される収支の水準よりも 2007 年度の現実値の方が収支状況は良いと判断することができるため、この間の財政健全化への取り組みについてはプラス評価が可能ということである。

図表 3－5 2003 年度から 2007 年度への変化

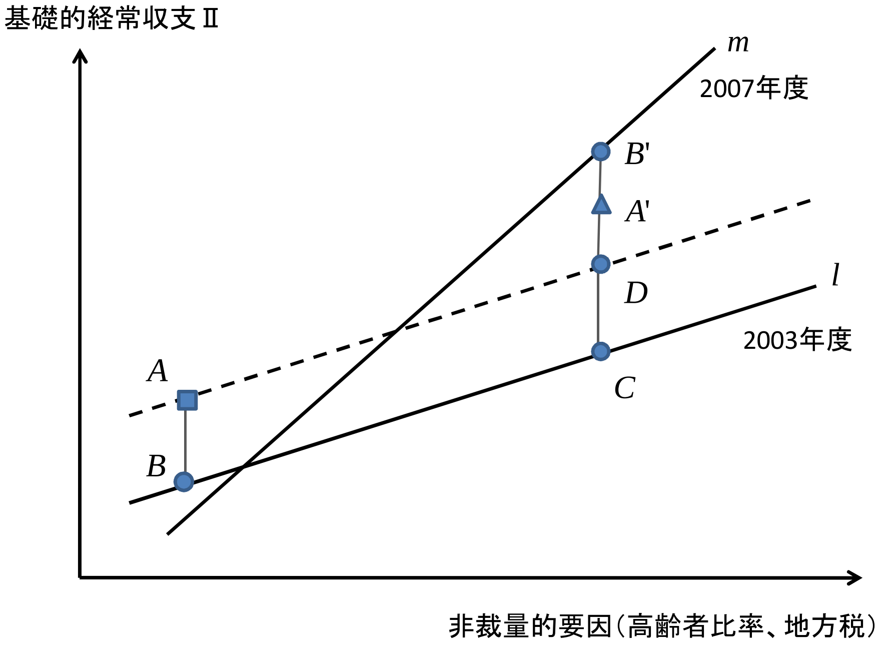

この評価についてはプラスからマイナスまでの広がりがあり、6 段階で評価すると上位の 6 ないし 5 と評価されるのが 56 都市、下位の 1 ないし 2 と評価されるのが 77 都市であった（図表 3－6）。

図表 3－6 2003 年度から 2007 年度への収支Ⅱの変化に関する評価

変化の評価	都市	変化の評価	都市			
6	鹿嶋市	5	三笠市	滑川市	大府市	玉野市
	日光市		根室市	小松市	知立市	笠岡市
	真岡市		東根市	勝山市	高浜市	大竹市
	安中市		笠間市	鯖江市	四日市市	新居浜市
	君津市		東松山市	三島市	鳥羽市	鳥栖市
	韮崎市		戸田市	湖西市	彦根市	荒尾市
	安城市		鳩ヶ谷市	半田市	草津市	菊池市
	亀山市		和光市	刈谷市	綾部市	那覇市
	舞鶴市		茂原市	豊田市	大阪市	石垣市
	多久市		青梅市	西尾市	摂津市	
	伊万里市		国分寺市	常滑市	高砂市	
			魚津市	東海市	御坊市	

変化の評価	都市				変化の評価	都市	
2	北見市	二本松市	高山市	土佐清水市	1	網走市	庄原市
	岩見沢市	石岡市	中津川市	宗像市		むつ市	萩市
	名寄市	常陸太田市	恵那市	玉名市		一関市	岩国市
	滝川市	渋川市	津市	山鹿市		二戸市	長門市
	登別市	成田市	西脇市	中津市		横手市	阿南市
	五所川原市	富津市	橋本市	日田市		上越市	松浦市
	宮古市	武蔵野市	鳥取市	竹田市		七尾市	八代市
	花巻市	厚木市	安来市	日向市		輪島市	佐伯市
	石巻市	新潟市	井原市	鹿屋市		大月市	
	能代市	柏崎市	新見市			豊岡市	
	湯沢市	五泉市	下関市			五條市	
	鶴岡市	山梨市	柳井市			田辺市	
	酒田市	伊那市	宇和島市			出雲市	
	尾花沢市	大町市	大洲市			高梁市	
	喜多方市	佐久市	伊予市			三次市	

（２） 行政改革への取組みと財政健全化

非裁量的な要因以外に、行革の取組みを通じて収支を変化させることのできるものには、さまざまな経費や収入がある。経費および収入の中から多くのデータを抽出し、収支の変化との相関を求めて、次の 4 つの項目を選び出した。

[1]　議会費
[2]　使用料
[3]　手数料
[4]　職員給

各項目についてそれぞれ住民 1 人当たりの金額を算出する。[1]については、議員定数や報酬カットが議会で提案されることが多いことから選択した。[2]から[4]の数値はしばしば、自治体の行財政改革の計画において取り上げられるものである。以上の 4 つの項目について、2003 年度から 2007 年度への変化を求め、[1] 議会費と[4] 職員給については低下していればプラス、収入である[2] 使用料、[3] 手数料については上昇していればプラスと評価する。

図表 3－7は2003年度から2007年度にかけて生じた上記の4つの項目の変化の状況を見たものである。都市の数は、プラス評価の都市数、比率はプラスになっている都市の比率である。

収支の変化についての評価段階（6から1）ごとに、各項目がプラスに評価される都市の割合を求めると、議会費と職員給は、変化についての評価の低い都市でプラスの割合が低く、逆に変化についての評価が高い都市ほど使用料、手数料という収入面でプラスの割合が低くなっている。もともと、行政改革によって非裁量的要因の変化にともなって生じる収支の悪化が抑制される、もしくは改善が促進されている都市では、これらの指標がプラスになっているケースが多いのではないかという仮説を立て、その検証を行った。しかし、収支の変化についての評価が高い都市では、支出面での抑制傾向は強いが、収入面での引上げはむしろ全体よりも実施されていないという結果であった。

図表 3－7 4つの項目の変化がプラス評価の都市

＜都市の数＞

変化の評価	議会費	使用料	手数料	職員給	市の数
6	10	3	3	8	11
5	41	19	17	42	45
4	222	122	132	237	260
3	171	113	89	133	208
2	48	35	26	12	54
1	16	19	15	4	23
計	508	311	282	436	601

＜比率＞

変化の評価	議会費	使用料	手数料	職員給
6	91%	27%	27%	73%
5	91%	42%	38%	93%
4	85%	47%	51%	91%
3	82%	54%	43%	64%
2	89%	65%	48%	22%
1	70%	83%	65%	17%
計	85%	52%	47%	73%

図表 3－8は、財政健全性の変化についての評価段階ごとに4つの項目の変化の平均値を求めたものである。議会費については、健全性の変化についての評価が高い都市と低い都市でいずれも減少傾向が顕著であり、中間的な都市ではそれほど大きな引下げは見られない。一方、歳入確保の手段である使用料は、健全性の変化の評価が低い都市で引上げが行われる傾向が見られた。

健全性の変化についての評価と最も明確な関係が見られるのは、職員給である。2003年度から2007年度にかけて評価が高い都市でその削減が大きいことを読みとることができる。財政健全性に関する調査の過程で、評価の高い都市へのヒアリング結果から、人件費への切込みが大きな意味を持っていたことが示されたが、その変化について検証した結果でも、同様の傾向を示しているということである。

図表　３－８　４つの項目の変化の平均値（千円／人）

変化の評価	議会費	使用料	手数料	職員給
6	-0.65	-1.64	0.23	-3.42
5	-0.44	-0.7	0.02	-5.31
4	-0.29	-0.13	0.38	-3.83
3	-0.33	0.16	0.19	-1.28
2	-0.52	0.48	0.27	5.19
1	-0.5	1.71	0.73	9.75

４．　評価が上昇している都市の分析

本節では、自治体公式ホームページを閲覧することで、自治体の行政改革への取組状況をみることにしよう。90 年代後半以降、IT 革命と呼ばれるように、個人レベルでインターネット接続が容易になり、現在ではスマートフォンやタブレット端末と呼ばれるような身近な情報入手媒体が出現している。

現時点ではほぼすべての自治体が公式ホームページを作成していることから、住民は自治体行政についていつでもアクセスが可能になる。自治体は過去から現在にどのような行政をおこなってきたのか、未来に向かってどのような行政をおこなおうとしているのかについて住民に情報発信が可能である。

行政改革が進んでいる自治体を、他の自治体が web を通じて行政改革を参考にすることも可能である。自治体の首長が公選制であることから、首長はホームページを通じて住民に公約実現をアピールすることも可能である。これらは逆のことも考えられ、行政改革の進捗度が悪い自治体は、アピールできないということが考えられる。自治体のホームページにおける情報公開は重要度を増しているといえよう。

自治体ホームページの重要性を問うた分析として、21 世紀政策研究所（2002）「全国市区町村ホームページ調査結果」があげられる。21 世紀政策研究所（2002）は、① 情報公開、② 防災と危機管理、③ オンラインサービス、④ 双方向コミュニケーションの 4 つを重視して、全国市区町村ホームページのランク付けをおこなっている。

本節では情報公開に焦点をあてて、自治体の行政改革について検討してみたい。評価の対象は図表　3－6 に掲載されている「2003 年度から 2007 年度への収支Ⅱの変化に関する評価」が 6 および 1 の自治体である。これは、2003 年度の 1 人当たり地方税収や高齢化といった構造を基準として、2007 年度に財政運営が良くなったかどうかを評価している（図表　3－5 参照）。ここに行政改革が何らかの要因があるのではないかということである。

評価の方法として、自治体公式ホームページのフロントページから行政改革進捗状況にたどりつくまで「何回クリックするか」を計測している。行政改革の進捗状況は PDF 形式によって公開しているケースが多いが、その場合、PDF ファイルをクリックして見るまでのクリック数をカウントしている。

図表　３－9は評価が６の自治体を対象としたクリック数とクリックした項目をまとめたものである。鹿嶋市を除くと、ホームページのフロントページに行政改革あるいは市政関連のリンクがある。行政改革について知りたい住民（需要側）にとってフロントページに直接リンクが貼られていることは利便性が高い。項目２に進むと、日光市を除けば、行政改革の進捗状況を明示している項目につきあたる。項目３に進むことは、ほぼ進捗状況をデータで知ることができる状況になっている。

進捗状況がわかるまでの平均クリック数は3.3回であった。フロントページから行政改革の内容にアクセスしやすいという状況は、各自治体はこれまで取り組んできた行財政改革への進捗状況について詳しく住民に伝えようとしていることをうかがわせる。

図表　３－9 行政改革進捗状況の開示（変化に対する評価が６の自治体）

都市名	クリック数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5
鹿嶋市	3	各課ページ	行財政改革 推進室	行財政改革 実績報告書		
日光市	5	行政情報	市政に関する 情報	行財政改革	行政改革大綱・ 集中改革プラン	進捗状況 （PDF開示）
真岡市	2	集中改革プラン	各項目			
安中市	3	行政部門	行政改革大綱	PDF情報開示		
君津市	3	行政改革	平成17年度 ～平成21年度 実績	PDF情報開示		
韮崎市	3	行政改革	進捗状況	PDF情報開示		
安城市	3	市政資料	行政改革	実績報告書 （PDF開示）		
亀山市	3	行政改革	事業仕分け	予算反映状況 （PDF開示）		
舞鶴市	3	行財政改革	部長マニフェスト 達成状況	html情報開示		
多久市	4	市政・計画 ・その他	計画	第7次多久市 行政改革大綱	総括 （html情報開示）	
伊万里市	4	市の施策 ・計画等	伊万里市の 行政改革に ついて	取組状況	PDF情報開示	
平均	3.3					

つぎに評価が１の自治体のホームページを検討してみよう。図表　３－10は評価１の自治体を対象としたクリック数とクリックした項目をまとめたものである。まずホームページのフロントページに図表　３－9と異なって、行政改革にリンクしているとおもわせる項目が少ないことがわかる。例外は輪島市と七尾市である。表の結果は、まず最終時点にまで１度到達してから、試行を数回繰り返して得た、最短で最終時点に到達できるクリック数を示したものである。住民が初めて行革推進情報を得ようとするならば、わかりやすくフロントページを作成する必要がある。

項目２に行けば、行政改革の状況がわかるためのリンクがでてくる。項目３、４に行けば、行政改革の進捗状況についてのデータを入手することができるようになってくる。しかしながら、この最終時点辺りで進捗状況について記述していない、あるいは、公開していない自治体が出てくる。これらにあてはまる自治体は、むつ市、三次市、庄原市、岩国市、松浦市である。

行政改革による進捗状況についてデータが入手できない、むつ市、二戸市、三次市、庄原市、岩国市、松浦市を除いた平均クリック数は3.5であった。クリック数が確定できる自治体のみで比較すれば、図表 3－9の結果（3. 3）とそれほど変わらない。しかし対象とした市（構造変化を考慮して財政評価1の自治体）の41%（7市／17市）が行政改革の進捗状況についてのデータにフロントページから到達しないということは特徴的である。

2000年代に入りwebへのアクセス環境が急速に進展し、web製作コストも下がってきている。住民にとって情報にアクセスしやすいweb作りを期待したい。

図表 ３－10 行政改革進捗状況の開示（変化に対する評価が１の自治体）

都市名	クリック数	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	備考
網走市	3	施策・計画・報告	第2次網走市行政改革推進計画	これまでの取り組み（PDF開示）				
むつ市	4	市政	行政運営	財政・行政改革				※進捗状況をwebで公表するとあるが、ない。
一関市	3	行政案内	行財政改革	行財政改革の主な取組と財政効果額（PDF開示）				
二戸市	2	総合政策部	行財政改革実施プログラム（PDF開示）					※サイトマップがない。キーワード検索なし
横手市	3	各課別で探す	経営企画課	行政経営改革（PDF開示）				
上越市	4	まちづくり・市政	市政	第3次行政改革について	進捗状況（PDF開示）			
七尾市	1	「七尾市の行財政改革」（PDF開示）						
輪島市	2	集中改革プラン	進捗状況（PDF開示）					
大月市	6	市政	情報公開	施策・計画	改革への取組	大月市集中改革プラン	PDF開示	
豊岡市	4	行政改革	大綱・指針など	豊岡市行政改革取組結果をお知らせ	PDF開示			
五條市	4	市政・まちづくり	行政改革・行政機構	五條市集中改革プラン	進捗状況について（PDF開示）			
田辺市	4	市役所部署案内	企画広報課	田辺市における行政改革について	行政改革第1次実施計画の取組成果について（PDF開示）			
出雲市	3	行財政改革	21世紀出雲市行財政改革	取組成果（PDF開示）				
高梁市	5	高梁市の概要	市政について	行財政改革	行財政改革実施計画中間報告書	PDF開示		
三次市	4	市の業務と政策	行財政改革	推進計画	PDF開示			※進捗状況に関する記述なし
庄原市	3	市の政策	行政経営改革	審議会答申（PDF開示）				※進捗状況に関する記述なし
萩市	4	組織別一覧	企画課	萩市の行政改革	萩市行政改革大綱実施計画進捗状況報告書（PDF開示）			
岩国市	5	市政の情報	行政改革	行政改革の推進について	集中改革プラン	PDF開示		※進捗状況に関する記述なし
長門市	4	行政情報	行政改革関係公表資料	経営改革プラン	PDF開示			
阿南市	3	属性	行財政改革	進捗状況（PDF開示）				※属性にいくことができない
松浦市	3	行政情報	市役所	第2次行政改革答申				※進捗状況に関する記述なし
八代市	3	行財政改革	進捗状況	PDF開示				
佐伯市	3	行財政改革推進プラン	取組状況報告書	PDF開示				
平均	3.5							

第４章 生活保護費の増大を考慮した財政評価

この章では、生活保護の動向が、本研究で求めている財政の健全性に関する評価にどのような影響を及ぼしているかを検証する。生活保護制度は全国画一的な枠組みで展開されており、財政的にも国の関与が大きいが、運営主体は都市または都道府県で、被保護者（世帯）の拡大は都市の財政状況を悪化させる可能性は否定できない。

１． 増大する生活保護費

2000 年代に入り、国民全体のセーフティネットである生活保護の拡大は地方の財政運営に大きな影響を及ぼしてきた。図表 ４－1 は 2003 年度以降の地方（都道府県＋市町村）の歳出総額と、生活保護費のうち扶助費の動向を示したものである。図では 2003 年度の水準を 100 としてその推移を見ている。歳出総額は「集中改革プラン」の期間を経て 2007 年度には 96、2008 年度には 97 と 2003 年度の水準を下回っているのに対して、扶助費は 109、113 と拡大を続けている。生活保護扶助費はその経費の 75%が国庫負担であり、地方の負担は残りの 25%にとどまる。また、この地方負担分は地方交付税算定のさいに算入されるため、生活保護費の全体が直接的に地方財政運営に影響を及ぼすものではない。

図表 ４－1 地方の歳出と生活保護扶助費の動向

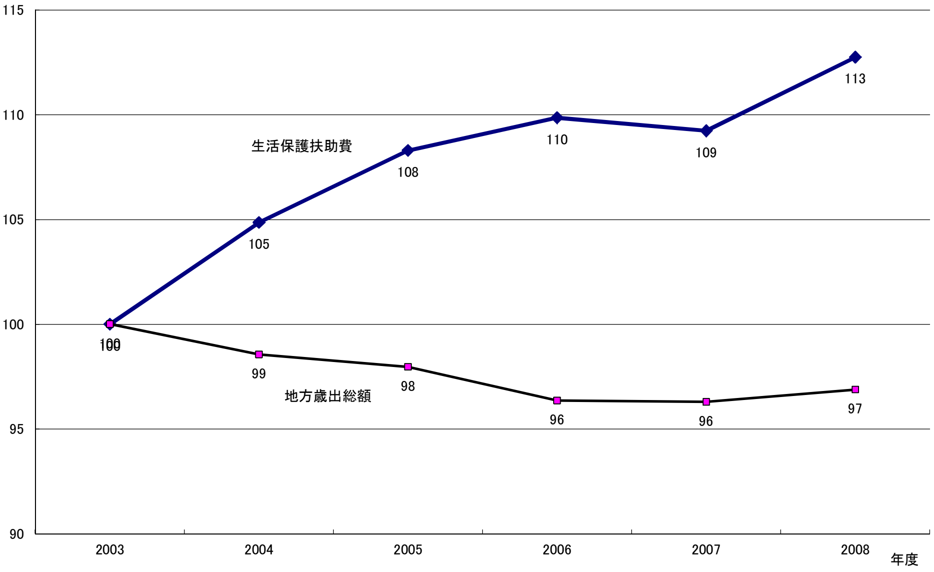

しかしながら、特に地方交付税の割合がそれほど大きくない都市部では、地方税収の一部が義務的に生活保護費に充当されているケースもある。本報告書で算出している財政指標にも影響を及ぼしている可能性がある。そこで本章では、都市の経常経費のうち、

生活保護の給付にかかる部分と経常収入のうち給付に係る国庫負担金を除いたかたちで評価を行う。

２． 生活保護費の増減比較

図表 4－2 で 2003 年度と 2007 年度の住民 1 人当たり生活保護費のうち扶助費（以下、生活保護費と記す）の変化を見ると、関西地域を除く全国の自治体で生活保護費が増額となっている市は 333 市（関西地域を除く全国 512 市のうち 65.0%）、関西の都市では 79 市（94 市のうち 84. 0%）が増額となっている[7]。

大阪市は、2007 年度住民 1 人当たりの生活保護費は 2 万 2910 円と突出して高く、2003 年度からの増加額も最も高くなっている。また、増加の上位 30 市に大阪府下の自治体が 11 自治体あり、大阪府下の自治体の財政悪化の一因となっていることが窺える。

[7] 図表の詳細については資料編の表 19 を参照されたい。

図表　４－2 生活保護費の増減比較（全国）

		2003年 千円/人	2007年 千円/人	増減 千円/人	収支Ⅱ 2003年	収支Ⅱ 2007年	評価 上昇値	非裁量 2003年	非裁量 2007年	評価 上昇値
1	大阪市	19.93	22.91	2.97	4	5	1	1	2	1
2	門真市	13.90	16.33	2.43	3	3	0	2	2	0
3	熱海市	5.72	7.89	2.17	5	5	0	3	4	1
4	柳川市	2.70	4.59	1.89	2	3	1	4	4	0
5	八王子市	4.89	6.78	1.89	5	5	0	4	4	0
6	黒石市	4.27	6.16	1.89	1	2	1	1	2	1
7	守口市	11.30	13.13	1.83	3	3	0	2	2	0
8	那覇市	8.97	10.78	1.81	4	4	0	4	4	0
9	東大阪市	11.44	13.12	1.68	3	4	1	2	3	1
10	小樽市	13.72	15.39	1.67	2	3	1	3	4	1
11	芦別市	9.04	10.68	1.65	1	1	0	1	2	1
12	安芸市	3.73	5.35	1.62	2	2	0	3	4	1
13	滝川市	6.07	7.62	1.56	3	2	-1	3	2	-1
14	釧路市	13.87	15.41	1.54	3	3	0	2	3	1
15	長崎市	6.90	8.43	1.53	3	4	1	3	5	2
16	留萌市	7.46	8.92	1.45	2	2	0	1	2	1
17	むつ市	5.61	7.06	1.45	2	1	-1	1	1	0
18	藤井寺市	6.64	8.04	1.40	3	3	0	1	2	1
19	東大和市	4.93	6.31	1.37	4	4	0	3	3	0
20	摂津市	4.36	5.70	1.34	4	5	1	1	1	0
21	泉佐野市	5.29	6.62	1.34	4	4	0	1	3	2
22	旭川市	10.98	12.31	1.33	3	3	0	3	3	0
23	堺市	9.22	10.53	1.32	4	4	0	3	3	0
24	新座市	3.41	4.72	1.31	4	4	0	3	4	1
25	富田林市	5.32	6.58	1.25	3	3	0	3	3	0
26	八尾市	8.33	9.57	1.25	4	4	0	3	3	0
27	寝屋川市	6.69	7.93	1.24	3	4	1	2	3	1
28	田川市	17.85	19.09	1.24	2	3	1	3	4	1
29	宜野湾市	3.86	5.10	1.23	3	4	1	4	3	-1
30	和歌山市	6.72	7.96	1.23	4	4	0	3	4	1
	…		…			…			…	
577	横手市	2.90	2.25	-0.65	3	2	-1	4	4	0
578	津久見市	5.43	4.77	-0.67	2	3	1	3	4	1
579	荒尾市	6.33	5.62	-0.71	2	3	1	4	5	1
580	高松市	6.06	5.35	-0.71	4	4	0	4	4	0
581	七尾市	1.83	1.11	-0.72	4	3	-1	3	2	-1
582	丸亀市	3.79	3.02	-0.77	3	4	1	3	4	1
583	小林市	5.25	4.47	-0.77	2	2	0	4	3	-1
584	長浜市	3.69	2.87	-0.82	3	3	0	2	2	0
585	直方市	11.24	10.41	-0.82	3	3	0	3	4	1
586	江別市	5.38	4.54	-0.84	3	3	0	4	3	-1
587	菊池市	2.85	1.99	-0.86	2	3	1	3	4	1
588	尾道市	4.38	3.50	-0.88	3	3	0	4	5	1
589	西都市	4.08	3.17	-0.91	2	2	0	4	3	-1
590	唐津市	6.00	5.09	-0.91	3	3	0	4	3	-1
591	西条市	2.95	2.02	-0.92	4	4	0	4	5	1
592	美祢市	2.48	1.54	-0.93	2	2	0	2	2	0
593	松阪市	5.33	4.38	-0.95	4	3	-1	4	3	-1
594	豊後高田市	3.65	2.64	-1.01	1	2	1	2	3	1
595	伊万里市	4.72	3.69	-1.03	3	3	0	4	4	0
596	古河市	4.20	3.09	-1.11	4	4	0	4	3	-1
597	新見市	4.13	2.97	-1.15	2	2	0	3	3	0
598	深川市	9.08	7.87	-1.21	1	1	0	1	1	0
599	玉名市	4.23	3.01	-1.22	3	3	0	5	4	-1
600	観音寺市	2.82	1.57	-1.25	3	3	0	4	4	0
601	串間市	5.08	3.76	-1.32	1	1	0	3	3	0
602	貝塚市	6.19	4.78	-1.41	3	3	0	2	3	1
603	下関市	7.83	6.36	-1.47	4	4	0	5	5	0
604	中津市	6.90	5.31	-1.59	3	3	0	4	4	0
605	今治市	5.22	3.34	-1.88	4	4	0	5	5	0
606	新潟市	5.52	3.54	-1.97	4	4	0	3	3	0

３．　生活保護費を除き非裁量的要因を考慮した財政評価

まず、ここでの財政健全化についての評価において用いた 1 人当たり地方税収と高齢者比率を説明変数とした推計式を示しておこう（2007 年度）。

⑴ 収入、支出ともに生活保護関連を含めた場合

基礎的経常収支Ⅱ＝－15. 789＋0. 961×（1 人当たり地方税収）
－5. 636×（65 歳以上人口比率）
自由度修正済決定係数　0. 852

⑵ 収入から生活保護国庫負担金を、支出から生活保護給付費を除いた場合

基礎的経常収支Ⅱ＝－11. 732＋0. 954×（1 人当たり地方税収）
－5. 614×（65 歳以上人口比率）
自由度修正済決定係数　0. 856

⑵の推計式から、生活保護関連の収支を除いた財政健全性の評価を行い、ランク付けを行う。そしてこれを生活保護費について考慮をしない場合のランキングと比較して、順位が 30 ランク以上上昇する都市をまとめたものが図表　4 －3 である。

関西の都市では、尼崎市が 80 ランク、大阪市と神戸市がいずれも 79 ランク、そして堺市が 77 ランクの上昇となる。生活保護給付が、関西各都市の財政健全性の相対的な評価を引き下げているということは言える。しかしながら、特に大阪府下の都市は、生活保護費を考慮してもなお 400 位以下にとどまっているケースも多く、さらなる健全性向上への取り組みが必要とされていることも指摘できる。

図表 4－3 生活保護費を除外することによる順位の変動（全国、2007 年度）

	生活保護費を含む		生活保護費を除外		変化	
	財政評価	順位	財政評価	順位	評価上昇値	順位上昇値
田川市	4	243	5	86	1	157
飯塚市	3	356	4	217	1	139
小樽市	4	254	4	134	0	120
旭川市	3	360	4	255	1	105
大牟田市	4	193	4	94	0	99
中間市	4	215	4	119	0	96
高知市	4	289	4	195	0	94
釧路市	3	507	3	413	0	94
尼崎市	3	459	3	379	0	80
神戸市	4	176	4	97	0	79
大阪市	2	567	3	488	1	79
堺市	3	381	4	304	1	77
直方市	4	343	4	268	0	75
京都市	3	475	3	403	0	72
室蘭市	4	113	5	46	1	67
函館市	3	530	3	466	0	64
清瀬市	4	173	4	113	0	60
徳島市	3	397	4	338	1	59
熱海市	4	188	4	132	0	56
御坊市	4	151	4	98	0	53
豊中市	4	302	4	249	0	53
青森市	4	331	4	278	0	53
和歌山市	4	304	4	253	0	51
那覇市	4	101	5	51	1	50
須崎市	3	465	3	415	0	50
北九州市	4	296	4	247	0	49
寝屋川市	3	396	4	347	1	49
東大阪市	3	533	3	484	0	49
札幌市	3	513	3	465	0	48
泉南市	3	418	3	373	0	45
苫小牧市	3	492	3	447	0	45
松山市	4	212	4	168	0	44
八尾市	3	488	3	446	0	42
弘前市	3	377	4	336	1	41
横浜市	4	324	4	285	0	39
鹿児島市	4	107	5	69	1	38
八王子市	4	232	4	194	0	38
東村山市	4	186	4	149	0	37
沖縄市	3	480	3	443	0	37
帯広市	3	485	3	449	0	36
南国市	4	119	5	84	1	35
小松島市	3	421	3	386	0	35
福岡市	3	498	3	464	0	34
羽曳野市	3	370	4	337	1	33
蕨市	3	393	3	361	0	32
別府市	5	56	5	25	0	31
大分市	4	224	4	193	0	31
行橋市	4	93	5	63	1	30
東大和市	3	392	3	362	0	30

４.　大阪府下都市の生活保護費の影響

図表 ４－4 は、大阪府下の都市だけを取り出して生活保護費を含めるかどうかによる財政健全性に関する評価への影響を示したものである。生活保護費を収支から除くことで大阪市と堺市では全国順位がそれぞれ 79 ランクと 77 ランク上昇することは先に見た通りであるが、それ以外にもランキングの上昇する都市は多く、全 33 市のうち 23 市ある。

図表 ４－4 大阪府下都市の財政健全性に関する評価—生活保護の有無による比較—(2007 年度)

	生活保護費を含む		生活保護費を除外		変化	
	財政評価	順位	財政評価	順位	評価上昇値	順位上昇値
大阪市	2	567	3	488	1	79
堺市	3	381	4	304	1	77
豊中市	4	302	4	249	0	53
寝屋川市	3	396	4	347	1	49
東大阪市	3	533	3	484	0	49
泉南市	3	418	3	373	0	45
八尾市	3	488	3	446	0	42
羽曳野市	3	370	4	337	1	33
岸和田市	3	454	3	426	0	28
和泉市	3	503	3	480	0	23
門真市	2	575	2	553	0	22
松原市	3	510	3	489	0	21
泉佐野市	3	491	3	474	0	17
高槻市	4	285	4	270	0	15
枚方市	3	440	3	425	0	15
富田林市	3	472	3	458	0	14
河内長野市	4	133	4	121	0	12
藤井寺市	2	562	2	552	0	10
守口市	2	581	2	571	0	10
柏原市	2	559	2	555	0	4
大阪狭山市	4	337	4	334	0	3
茨木市	3	482	3	479	0	3
四條畷市	2	579	2	578	0	1
吹田市	2	543	3	543	1	0
摂津市	1	601	1	601	0	0
大東市	3	514	3	515	0	-1
貝塚市	3	496	3	497	0	-1
高石市	2	565	2	566	0	-1
泉大津市	2	570	2	573	0	-3
交野市	4	229	4	234	0	-5
阪南市	3	348	3	354	0	-6
池田市	3	495	3	501	0	-6
箕面市	3	484	3	494	0	-10

第５章 まとめと今後の課題

この章では、報告書全体を通した簡単なまとめとともに、研究会で実施した韓国の行政における電子化に関する視察の結果を紹介する。韓国は国連が実施している「電子政府度ランキング」で 2010 年に 1 位にランクされており、これからの日本における行政効率化の検討において参考にすべき点は多いと考えられる。

１． 本報告書のまとめと課題

本報告書では、全国の都市を対象として、2003 年度から 2007 年度にかけて展開されてきた行革への取り組みやその効果に焦点を当てて分析を行った。その際に基準としたのは関西社会経済研究所で継続的に計測している財政健全性に関する指標である。行革への取り組みの具体的な計画やその効果については、個々の自治体の置かれた状況や前提条件を押さえたうえで個別に細かく検証することも重要であるが、本研究では 1 人当たり地方税と高齢化率を都市における典型的な外的条件と見なし、その環境のもとでの全国的な傾向との相対的な比較という手法を取った。そのうえで財政健全性の変化についても、各都市について相対的な評価を行い、その中で高い評価を得た都市が、どのような財政運営に取り組んできたかをできるかぎり客観的に示した。

また第 4 章においては、2000 年代に入り特にその拡大による財政への影響が無視できないものとなっている生活保護の動向を考慮した評価を行った。大阪市とその周辺の都市は大都市圏を構成する中心的な位置にあり、それだけに生活保護対象の拡大も他地域よりも顕著である。そこで生活保護給付に関連する収入と支出を除いた財政収支を求めて、財政健全性の評価を行ったところ、大阪府下の多くの都市で順位が上昇しており、生活保護が一定の影響を及ぼしていることが明らかになった。

生産管理や品質管理手法のひとつに PDCA サイクルがある。自治体運営においても、この手法の有効性を指摘する声が高まっている。

- P（PLAN） ：計画
- D（DO） ：実行
- C（CHECK） ：チェック
- A（ACT） ：処置、改善

上記プロセスの中で、計画やチェック機能は、住民の参画意識が当然求められるが、議会の果たす役割が大きいと考えられる。行政に対する議会からの提案や厳しいチェックは自治体運営のレベルアップに必須と考える。

第 3 章で見た通り、議会費を削減している自治体の多くは財政収支を改善している。そして、財政収支改善に大きく寄与している項目は職員給与費の圧縮であることも見て

きた通りである。議会が率先して費用を削減できている自治体は人件費を主体に歳出削減を実現できている。

多くの自治体ではすでにPDCAサイクルの概念は導入されているが、このシステムが真に機能しているかが改めて問われるべきと考える。

当研究会で実施した自治体ヒアリングでは、財政収支の評価が高い自治体でPDCAサイクルが当然の様に業務にビルトインされているところがあった。首長をリーダーとする行政と議会が、意見を異にすることはあっても、効率的で住民の満足度を高めるという同じ目標に向けて取り組むことが重要といえる。

第3章の2003年度から2007年度にかけての財政健全化への取り組みに関する分析からは、支出の中でも職員給与費の圧縮が自治体財政改善に有効であることが示されたが、有能な人材確保等の観点からは賃金水準引き下げにも制約があり、人件費圧縮は生産性向上と併せて実現されるのが望ましい。

次に、ホームページ等を活用した財政情報の開示も有意義であると考えられる。

住民に対する財政情報の開示は行政側の取組姿勢にとどまらず、住民サイドからの行政サービス要望増大を抑制する効果も期待できるためである。更には、既存の行政サービス圧縮を考える際にも住民の理解を得る助けにもなりうるものと考える。一部の自治体ではホームページ上で少ないクリック数で財政状況を示すなどの工夫を行い、結果として財政収支改善につなげている。

今後の行政改革においては、電子政府の拡大といったこれまでは活用が不十分である分野での取り組みが重要である。行政サービスの量と質を低下させることなく、人件費圧縮をはかることができる方途を追求すべきであり、有力な手段の1つが電子化であろう。近隣の国で、行政の電子化が進んでいるのは韓国である。次節では本研究会として実施した韓国ヒアリング結果について紹介する。

２．　韓国の電子政府化

（１）　はじめに

国連は数年おきに各国政府の電子政府度ランキングを公表している。2010年のランキングにおいて、わが国は17位である。7年前の調査では18位であり、ほぼ同じ地位を保っているといえる。一方、韓国は7年前の１３位から2010年には第1位に躍進している（図表　5－1、図表　5－2）。

図表　５－１ 国連による電子政府度ランキング上位 20 ケ国

2003年			2010年		
順位	国名	ポイント	順位	国名	ポイント
1	米国	0.927	1	韓国	0.879
2	スウェーデン	0.840	2	米国	0.851
3	オーストラリア	0.831	3	カナダ	0.845
4	デンマーク	0.820	4	英国	0.815
5	英国	0.814	5	オランダ	0.810
6	カナダ	0.806	6	ノルウェー	0.802
7	ノルウェー	0.778	7	デンマーク	0.787
8	スイス	0.764	8	オーストラリア	0.786
9	ドイツ	0.762	9	スペイン	0.752
10	フィンランド	0.761	10	フランス	0.751
11	オランダ	0.746	11	シンガポール	0.748
12	シンガポール	0.746	12	スウェーデン	0.747
13	韓国	0.737	13	バーレーン	0.736
14	ニュージーランド	0.718	14	ニュージーランド	0.731
15	アイスランド	0.702	15	ドイツ	0.731
16	エストニア	0.697	16	ベルギー	0.723
17	アイルランド	0.697	17	日本	0.715
18	日本	0.693	18	スイス	0.714
19	フランス	0.690	19	フィンランド	0.697
20	イタリア	0.685	20	エストニア	0.697

出所：国際連合

図表　５－２ 国連電子政府ランキング（日本、韓国）

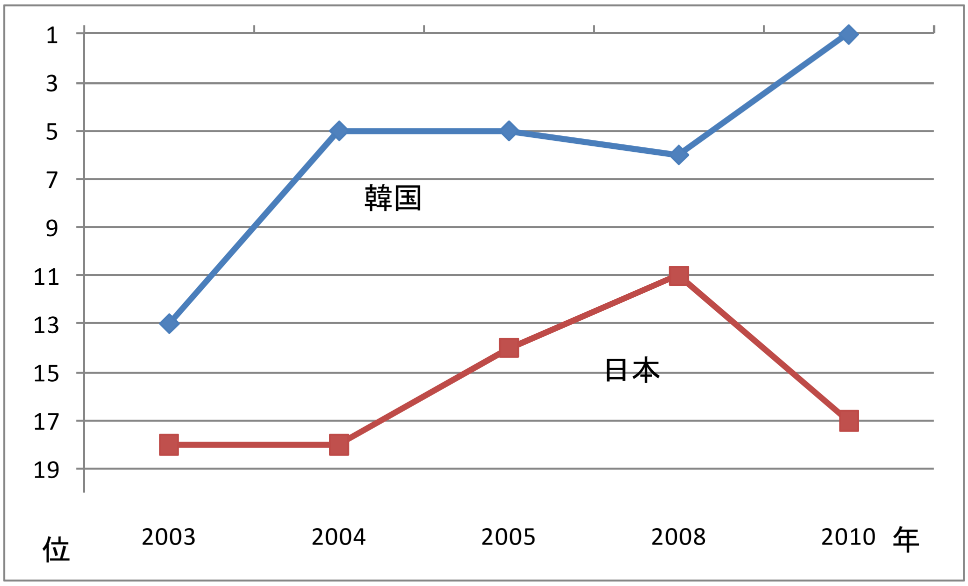

行政効率化の観点から、高い評価を得ている韓国の電子政府に関する調査を行った。日本の行革においては、電子政府化は方法論としてさほど注目されない傾向があるが、今後さらなる行革を実現するためには、必要なオプションのひとつと考えられる。

2010年8月には韓国現地調査も実施した。韓国の政府機関訪問に際しては、わが国の外務省及び関西経済連合会の支援を頂いた。現地調査の参加者、日程は以下の通りである。

＜2010年韓国現地調査参加者＞

氏名	役職
林　宏昭	関西大学経済学部教授
横山　直子	姫路獨協大学経営情報学部教授
後藤　達也	大阪産業大学経済学部准教授
島　　章弘	関西社会経済研究所　事務局次長
大野　裕司	同上　調査役
戸泉　巧	同上　調査役
鈴木　善充	同上　研究員

＜2010年韓国現地調査の日程＞

月日	時間	訪問先	面談者
8月2日	16:00～18:00	行政安全部	課長代理他
8月3日	10:00～12:00	韓国情報化振興院	主席研究員他
8月4日	10:00～11:20	韓国地域情報開発院	院長他

（２）　韓国の電子政府概況

既に述べた通り、韓国の電子行政は国連の評価では常にわが国よりも上位にあり、2010年では世界トップとなっている。これは韓国政府の積極的な取り組みによるものであることは勿論、その背景には「住民登録番号制度」（図表　５－3）の存在が大きいとされている。

図表　５－3 住民登録制度の概要

	内容	備考
発足	1962年　住民登録法制定 1975年　現在の13桁へ（以前は12）	
番号付与	原則として出生申告時。	
対象者	韓国籍	
カード体裁	プラスチックカード（以前は紙製）	ICチップカードは提案されたが 反対にあい実現せず
カード番号の項目	・生年月日　・性別 ・出生申告順位（同一地域番号内）	
利用領域	全ての行政機関がオンラインで利用 例：教育、就職、パスポート、選挙、社会保険等	民間取引では 銀行口座開設時に利用等

出所：行政安全部ヒアリング、「韓国の住民登録制度について」（高山憲之 2007年11月）

韓国政府は電子政府プロジェクトを図表　５－4のように3分野に整理し推進している。

図表 5－4 韓国電子政府の概観図

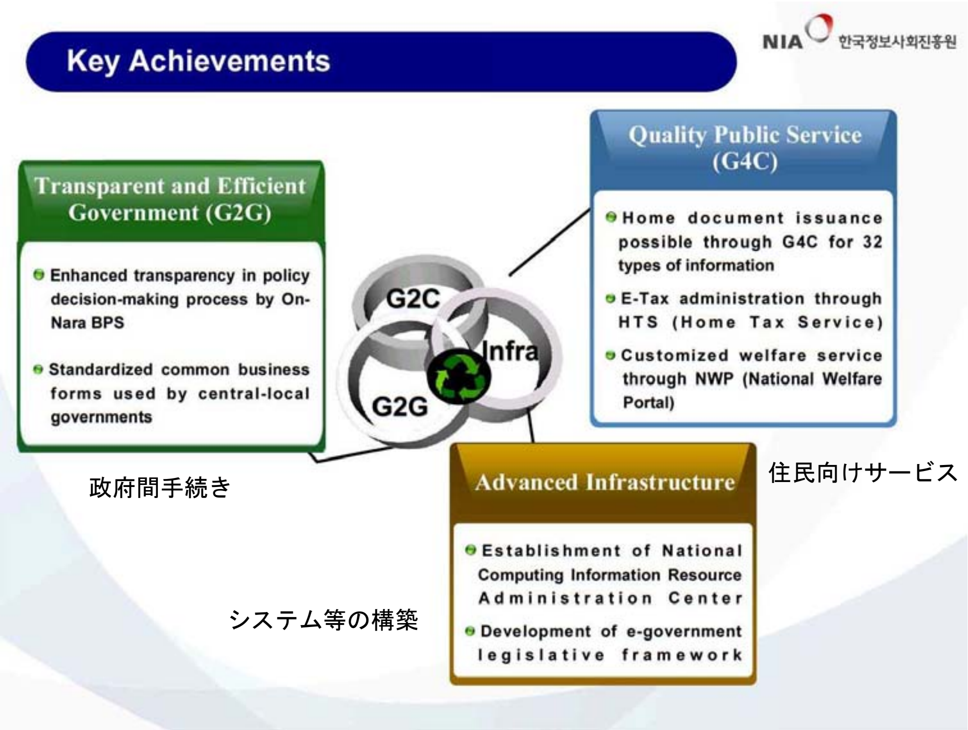

韓国は公的部門の大きさが日本と似た状況である。OECD の調査（2005 年）によると、公務員が労働力人口に占める比率は韓国が 5. 5%であり、日本は 5.3%である（図表 5－5）。従って、電子政府推進による改善効果の類推は無意味とは考え難い。

韓国では電子政府推進により 8,984 人の公務員数削減が実現したとしている（図表 5－6）。

仮に、日本で同じ改善が実行されると約 30,000 人の公務員削減となる（図表 5－7）。日本の場合、公務員全体に占める地方公務員比率は 90%近いことから、地方自治体の効率化に資することになる。

図表 ５－5 OECD による公務員が労働力人口に占める比率の国際比較

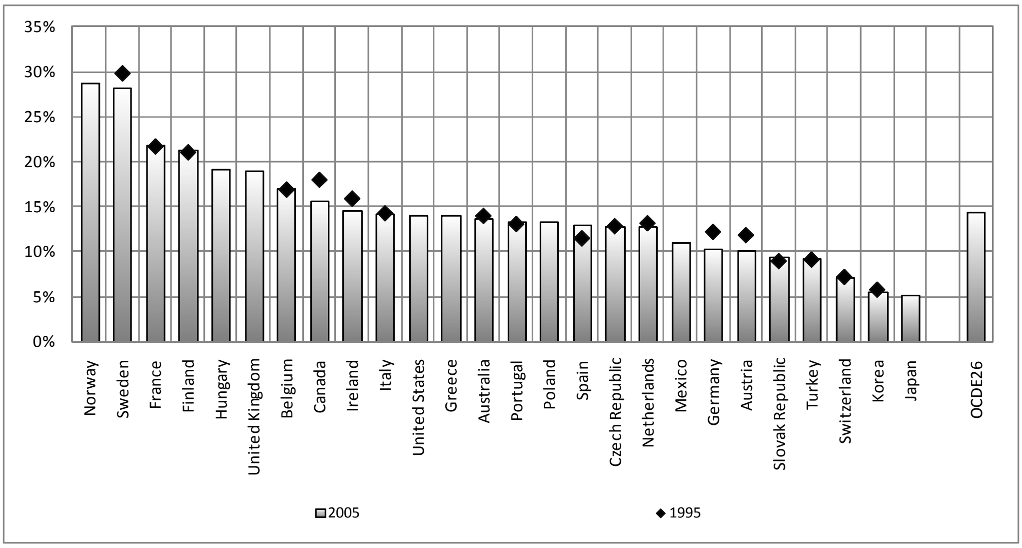

図表 ５－6 人員削減効果

	人数（人）	金額（百万ドル）
電子関税	4279	181
オンライン証明書発行	2131	92
電子ﾎﾟｰﾀﾙ	1080	16
その他	1494	NA
合計	8984	NA

出所：行政安全部、情報化振興院　＊比較年は不詳

図表 ５－7 韓国と日本の公務員数比較（2008 年度末時点）（単位：千人、倍）

	韓国（A）	日本（B）	B/A
国家公務員	628	358	0.57
地方公務員	347	2857	8.2
合計	975	3215	3.3倍

出所：韓国統計庁、日本総務省

韓国政府によると、電子政府推進により約 10 億ドルの節減が実現できたとしている。その内、5 億ドル強が地方政府で実現となっている（図表 ５－8）。既に見た通り、韓国では全体に占める地方公務員数比率は日本に比べ低い。それにも拘わらず、地方政府で効果が大きいという韓国の事例は、日本の行革を考える上で注目に値する。

図表 5－8 電子政府による予算節減額

	金額（百万ドル）
地方政府	543
経済関係官庁	223
NCIRA*	157
合計	約1000

出所：行政安全部　比較年不詳

* National Computing Information Resources Administration Centers の略

韓国政府は電子政府推進を行政効率化の観点からではなく、経済成長戦略の観点から推進しているとしている。従って、電子政府による「社会経済的効果額」は約 160 億ﾄﾞﾙと推計されており、予算節減額の 16 倍に及んでいる。日本において推進するに際しても、この切り口は重要な示唆を含んでいるといえよう。

（３） 韓国の事例からの日本への示唆

電子政府には住民登録番号が必要

韓国で電子政府が進んでいるのには住民登録制度が大きく寄与している。これはOECD ランキングで常に上位に位置している米国には社会保障 ID が存在していることからもいえるだろう。

日本には国民番号が存在しない。しかし、住民基本台帳が存在し、いわゆる住基ネットも存在する。その中では住民基本台帳に記録されている国民に対し 11 桁の番号が割り当てられている。現在、住基ネット未接続の自治体が極めて少数であることから、この住基ネットの番号活用は有力なオプションのひとつと考えられる。

プライバシー保護に様々な対策

韓国では IC チップ付き住民登録カード導入提案が個人情報保護の観点から問題ありとの理由で見送られたことでわかるように、韓国においてもプライバシー保護の要望は強い。

ネット接続に際しても、番号に加えパスワード等の安全対策が施されている。日本においても、様々な保護対策が必要といえる。

電子政府推進の主な狙いは受け手側の利便性アップと経済活性化

現地調査のヒアリングでは、電子政府推進の狙いとして、公務員削減という発言はほとんど聞かれなかった。行政安全部は成果のひとつとして、公務員数削減を掲げているが、これは付随的効果との位置づけと考えられる。

あくまで、行政サービスの受け手側の利便性アップが目的であり、それ故に国民の支持が得られているものと考えられる。

日本において、電子政府を大々的に実施する際に、大いに参考にすべきと考える。

全国一律ではなくとも実施

地方税に関しては、ソウル市は独自システムを有しており、国ベースのシステムには参加していない。しかし、韓国政府は将来、ソウル市も参加する可能性ありとの認識で全国ベースでの実施に至ったものと見られる。

資　料　編

表１　：基礎的経常収支Ⅰ（全国、2003 年度）
表２　：基礎的経常収支Ⅰ（関西、2003 年度）
表３　：基礎的経常収支Ⅱ（全国、2003 年度）
表４　：基礎的経常収支Ⅱ（関西、2003 年度）
表５　：基礎的経常収支Ⅰ（全国、2007 年度）
表６　：基礎的経常収支Ⅰ（関西、2007 年度）
表７　：基礎的経常収支Ⅱ（全国、2007 年度）
表８　：基礎的経常収支Ⅱ（関西、2007 年度）
表９　：基礎的経常収支Ⅱの財政評価の比較（全国、2003 年度、2007 年度）
表 10：基礎的経常収支Ⅱの財政評価の比較（関西、2003 年度、2007 年度）
表 11：非裁量的要因を考慮した財政評価（全国、2003 年度）
表 12：非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2003 年度）
表 13：非裁量的要因を考慮した財政評価（全国、2007 年度）
表 14：非裁量的要因を考慮した財政評価（関西、2007 年度）
表 15：非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（全国、2003 年度、2007 年度）
表 16：非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（関西、2003 年度、2007 年度）
表 17：2003 年度から 2007 年度への収支Ⅱの変化に関する評価（全国）
表 18：2003 年度から 2007 年度への収支Ⅱの変化に関する評価（関西）
表 19：生活保護費の増減比較（全国）
表 20：生活保護費の増減比較（関西）
表 21：生活保護費を除外することによる順位の変動（全国、2007 年度）
表 22：生活保護費を除外することによる順位の変動（関西、2007 年度）

【大阪府版】　※本文掲出表に関し大阪府下の都市に限定したものです。

表１　：基礎的経常収支Ⅰ（2007 年度）
表２　：基礎的経常収支Ⅱ（2007 年度）
表３：非裁量的要因を考慮した財政評価（2007 年度）
表４：非裁量的要因を考慮した財政評価（2003 年度）
表５：非裁量的要因を考慮した財政評価の比較（2003 年度、2007 年度）
表６：生活保護費の増減比較
表７：生活保護費を除外することによる順位の変動